

平成7年度

都 倫 研 紀 要

第34集

東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会



試練になる授業を

会長 坂本清治

過日、ロードレースが行われた。男子10km、女子6kmの距離である。その準備として体育の授業では、校庭を何周も回ることが1カ月以上続いた。当日、準備体操の後の注意の中で、体育の先生がおよそ次のようなことを話した。記録を狙う者はスタートラインの前の方に、完走できればいいという者は後ろの方に、決して無理をするな、歩いてもいい、と。

なるほど、と納得するところである。運動部で持久走の得意な生徒もいれば、過激な運動を避けた方がよい生徒もいる。レクリエーションのつもりで連れ立って走る者もいる。能力や興味・関心がさまざまであるから、それに合わせるとそういうことになるのだろう。しかし、何か引っ掛かる。ひと昔前は、ロードレースは自分との闘いである、自己の能力の限界に挑戦せよ、と言ったものである。勿論、無理をして事故が生じては大変である。安全無事故を第一としなければならない。しかし、と思わざるを得ない。

学校の教育活動全般にそうした傾向があるように思うのは、わたくしだけだろうか。確かに、学習の主体である生徒の能力や興味・関心を考えずに授業を展開しても空転するばかりで、生徒に何の意欲もなくなる。しかし、それに合わせることに傾き過ぎると、向上や深化は望めない。「現代社会」「倫理」の授業でもそうであり、だからこそ、教材の取り上げ方や指導の仕方に苦心するところである。楽しい授業というだけでなく試練となる授業でありたいと思う。その意味で、都倫研の活動は極めて有意義であり、この研究集録である紀要は大きな財産である。

今年度も分科会活動は都倫研の精鋭によって熱心に行われ、例会も会場校のご協力の下に盛会に終わった。心から感謝申し上げる次第である。

既にご承知のことですが、都倫研・全倫研の創立者で初代会長をされた矢谷芳雄先生が5月に逝去された。ここに先生のご功績を讃え、永年にわたってご教示戴いたことに感謝申し上げ、更めてご冥福をお祈りする次第であります。

目 次

巻 頭 言	会長 坂本清治	1	
I 研究主題と研究体制及び紀要の編集方針		4	
II 研究分科会参加者名簿		7	
III 平成7年度研究会活動報告概要		9	
IV 研究例会報告		12	
総会並びに研究発表大会		12	
研究発表 選挙制度の内容と課題 — 学習指導の工夫 —			
	北野高校 廣末 修	14	
講 演 高度情報通信社会の法的課題			
	一橋大学教授 堀部政男	17	
第一回 研究例会			
公開授業 阪神大震災から考える — サバイバル教育の試み —			
	清瀬高校 原田 健	19	
研究発表 経済のあり方についての一考察			
	— ロールズの正義論をもとに — 北園高校 町田 紳	21	
講 演 信じやすい心の行き着く先			
	日本女子大学教授 島田裕巳	24	
第二回 研究例会			
公開授業 公開授業について	井草高校 岩橋正人	26	
研究発表 家族関係教材化の試み	大泉北高校 福田誠司	28	
講 演 生きがいと出会い		
	メンタル・ヘルス国際情報センター所長 小林 司	32	
第四回 研究例会			
公開授業 帰国生学級生徒による新聞研究発表			
	三田高校 大木 洋	34	
講 演 ヘーゲル思想と現代	哲学者 長谷川 宏	36	
	私と倫社	両国高校 坂本清治	38

V	分科会報告		
	第一分科会	北園高校 町田 紳	40
	第二分科会	青梅東高校 本間 恒男	43
	第三分科会	竹台高校 黒須 伸之	46
VI	特集「新課程における『現代社会』の教材化の工夫」		
	より楽しい「調べ学習」	玉川聖学院高校 幸田 雅夫	49
	新教育課程における「現代社会」の教材化の工夫		
	—生徒自身の自覚と行動を促す「環境学習」の試み—		
		農産高校 坂口 克彦	53
	マスメディア社会を考える —社会の変化を通して人間の在り方生き方を問う—		
		台東商業高校 田久 仁	57
	日本神話を授業で取り上げて		
	日本神話を授業で取り上げて	大妻中野女子高校 諸橋 隆男	61
	現行教科書分析経過報告	玉川高校 山本 正	65
VII	個人研究報告		
	「経済と倫理」再々考 —特に稀少性と選択をめぐって—		
		国立高校 新井 明	67
	情報・偏見・アイデンティティ(i) —AIDS表現をめぐって—		
		国分寺高校 大谷いづみ	73
	「性表現の自由と公共の福祉」(現代社会)について		
		文京官学校 岡本 重春	84
	「かかわり」を教えるということ	足立西高校 影山 洋	89
VIII	東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会規約		95
IX	計報		97
	事務局だより		99
	編集後記		100

平成7年度 研究主題と研究体制

平成7年5月22日

【本年度の研究主題】

人間としての在り方生き方について主体的に考える能力と実践的態度を育てる指導の研究

【研究主題設定の趣旨】

本研究会は、昭和37年の創立以来、社会の変化と共に発生した問題を積極的に受けとめながら、倫理教育の深化・発展を図る授業実践に基づいた研究活動を積み重ねてきた。生徒の意識に働きかけ、生き方を考えさせてゆくという視点は、いかなる社会の激変においても不動のものであり、むしろその重要性は、ますます高まってきているといえる。

現代はまさしく時代の転換期であり、日夜めまぐるしく変動している。科学や医療技術の発達、情報化の進展は、物質的豊かさと便利さをもたらした。しかし、他方で環境破壊、情報操作や生命倫理・遺伝子操作等の問題、高度産業化による個人の画一化や規格化等様々な問題を生み出した。それらは国際化時代にある現在、全地球的規模でその解決を迫られている。精神的な面においても現在は、青少年の自我形成の遅れ、社会的連帯感や責任意識の低下による心の問題が指摘されてきている。陰湿ないじめや暴力、登校拒否や自殺など様々な病理現象も生まれて来た。人間関係や人間尊重の精神を高める公民科教育への期待は大きい。

さらに価値観も多様化し頼るべき判断基準や生活の拠り方があいまいとなっており人間の原点に戻ってこれまでの私達の生き方と社会における価値観を問い直す必要がでてきている。すなわち現代においては、自己のおかれた現実や状況を直視し、自己の在り方生き方を考え、人間としていかに生きるかを探究することが強く求められてきているのである。また「自ら考え主体的に判断し表現できる資質や能力」を育てる指導内容、指導方法の工夫が「新しい学力観」に立つ学習指導として積極的に位置づけられてきている。

そこで本年度は、これまでの本研究会の活動の成果を踏まえ社会の変化と要請に応えるべく、生徒が人間としての在り方生き方について主体的に考える能力と実践的態度を育てる指導の研究を進めていくこととする。

以上の趣旨に基づいて上記の主題を設定し、以下の3点に重点をおいて研究を進めることとする。

- (1) 『現代社会』『政治・経済』の指導内容は、社会を構成する個々人の生き方と社会の在り方や課題との関連性を考察させ、主体的判断力や態度を育てる指導方法や指導内容について研究する。
- (2) 『倫理』の指導内容では、青年期の課題について人間の存在や価値についての思索を深め、人間尊重の精神に基づいた人間関係における在り方生き方を考えさせてゆく指導についての研究をする。
- (3) 公民科『倫理』『現代社会』について「自ら考え主体的に判断し表現できる資質や能力」を育てる為の授業構成や展開を具体的で実践的な観点から研究する。

【研究体制】

以上の研究主題・研究方向を踏まえた上で、本年度は次の3つの分科会を設けることにする。

第一分科会 「民主社会を形成する人間としての在り方生き方を考えさせる指導の研究」

個人の私的な価値と社会の中で生きてゆく為に従わねばならない公共的規範との関係の中で生ずる「社会的公正さ」「正義論」などの問題について、『現代社会』『政治・経済』にかかわる著作等を手掛かりとして主体的に考える態度や習慣を身につけさせる指導内容・指導方法の研究を進める。

第二分科会 「青年期における人間関係の諸問題を考えさせる倫理的学習の指導の研究」

生徒が直面する身近な環境における人間関係やそこに生ずる人権の諸問題を先哲を手掛かりとしながら考えさせ、人間尊重の精神に基づいた「人間としての在り方生き方」の自覚を深めさせる指導内容、指導方法の研究を進める。

第三分科会 「公民科『倫理』『現代社会』の授業実践の研究」

生徒が学習に主体的に取り組み、自らの問題として倫理的課題を考えてゆく為の教材や指導方法の工夫について提示された指導案をもとに具体的で実践的な観点から研究を進める。

都倫研紀要ご執筆のお願い

都 倫 研 広 報 部

先生方には、ますますご活躍のこととお慶び申し上げます。さて、例年通り、下記の要項にて都倫研紀要第 34 集にご執筆頂きたく、お願い申し上げます。

記

次の A、B いずれかについてご執筆をお願い致します。

A 特集「新課程における『現代社会』教材化の工夫」

- (1) 新課程の実施にあたり、先生方が考えておられる、または実践しておられる指導と、それに役立つ教材をご紹介下さい。
- (2) 指導に際しての授業のテーマ、構成などお書き頂けると幸いです。
- (3) 教材に主に書籍になるでしょうが、そのほかにビデオ、映画などの視聴覚的教材についてもご紹介頂きたく考えております。
- (4) 視聴覚教材（特にテレビ放映されたもの）については、その入手方法もできればご紹介下さい。
- (5) 長さは、指定の原稿用紙（37 字×31 行）で 4 枚程度におまとめくださるようお願い致します。

B 個人研究論文

- (1) 教材研究、授業展開上の工夫、方法などについての研究等、先生方の日頃のご研究についてご執筆下さい。
- (2) ご執筆の際は、
 1. テーマ
 2. ねらい（そのテーマを取りあげた理由）
 3. 展 開（小項目をたててください）
 4. まとめ

など、できるだけ読みやすい見出しや項目をたてるなどしてご執筆頂ければ幸いです。

- (3) 長さは、指定の原稿用紙（37 字×31 行）で 6 枚以内におまとめくださるよう、お願い致します。

締め切り：平成 8 年 1 月末日までをお願い致します。

II 研究分科会参加者名簿

(順不同)

◎分科会世話人 ○研究副部長 ●広報担当者

【第一分科会】

- | | |
|--------------|-------------|
| ◎増田和明(都世田谷工) | ○町田紳(都北園) |
| ●諸橋隆男(大妻中野) | 葦名次夫(都富士) |
| 飯島博久(都足立新田) | 大木洋(都三田) |
| 岡田博彰(都墨田工定) | 上岡修(都小山台定) |
| 楠本達治(大妻中野) | 工藤文三(国立教育研) |
| 功刀幸彦(都八王子東養) | 黒須伸之(都竹台) |
| 紺野義継(正則) | 斎藤実(都松が谷) |
| 佐藤由紀子(都武蔵丘) | 佐良土茂(都田園調布) |
| 田久仁(都台東商) | 多田統一(都小石川定) |
| 辻勇一郎(都大崎) | 富塚昇(都晴海総合) |
| 難波伸一(都片倉) | 西尾理(都代々木) |
| 原田健(都清瀬) | 平井啓一(都久留米西) |
| 増淵達夫(都千歳) | 水谷禎憲(都大泉学園) |
| 山本正(都玉川) | 渡辺誠(都玉川) |
| 渡辺安則(都練馬) | |

【第二分科会】

- | | |
|--------------|-------------|
| ◎田久仁(都台東商) | ○本間恒男(都青梅東) |
| ●三森和哉(都赤羽商) | 葦名次男(都富士) |
| 新井徹夫(玉川学園) | 飯島みさ子(都南葛飾) |
| 泉谷まさ(都蒲田) | 及川良一(都白鷗) |
| 小笠原悦郎(日大二) | 小川信国(都狛江) |
| 功刀幸彦(都八王子東養) | 黒須伸之(都竹台) |
| 小島恒巳(都明正) | 小嶋孝(都北園定) |
| 古賀克彦(千代田女学園) | 紺野義継(正則) |
| 佐藤勲(都小松川) | 佐良土茂(都田園調布) |

辻 勇一郎(都大崎)
中村 新吉(都立教育研)
西尾 理(都代々木)
廣末 修(都北野)
古澤 英樹(都瓜尾)
宮澤 眞二(都田無)
渡辺 安則(都練馬)

富塚 昇(都晴海総合)
行方 毅(正則)
平井 啓一(都久留米西)
福田 誠司(都大泉北)
増渕 達夫(都千歳)
山本 正(都玉川)
和田 倫明(都航空工専)

【第三分科会】

◎廣末 修(都北野)
●坂口 克彦(都農産)
及川 良一(都白鷗)
大月 郁夫(都四谷商定)
楠本 達治(大妻中抹)
小島 恒巳(都明正)
齋藤 規(筑波大付)
佐良土 茂(都田園調布)
多田 統一(都小石川定)
西尾 理(都代々木)
宮澤 眞二(都田無)
原田 健(都清瀬)
福田 恵一(羽村市立2中)
渡辺 安則(都練馬)

○黒須 伸之(都竹台)
岩橋 正人(都井草)
大谷 いづみ(都国分寺)
小笠原 悦郎(日大二)
功刀 幸彦(都八王子東養)
古賀 克彦(千代田女学園)
佐藤 由紀子(都武蔵丘)
田久 仁(都台東商)
辻 勇一郎(都大崎)
増渕 達夫(都千歳)
諸橋 隆男(大妻中野)
萩原 真(都京橋)
山本 正(都玉川)

Ⅲ 平成7年度 研究会活動報告の概要

第一回 5月22日(月) 総会並びに研究発表大会

会場：東京芸術劇場会議室

1. 総会

会長挨拶	会長 坂本清治氏
平成6年度 会務報告	千歳高校 増渕達夫氏
平成6年度 決算報告並びに監査報告	千歳高校 増渕達夫氏
平成7年度 役員選及びに事務局構成	千歳高校 増渕達夫氏
平成7年度 事業計画審議	千歳高校 増渕達夫氏
研究計画審議	玉川高校 山本 正氏
平成7年度 予算審議	千歳高校 増渕達夫氏

2. 研究発表並びに研究協議

平成6年度 研究活動の総括	練馬高校 渡辺安則氏
研究発表 「選挙制度の内容と課題 ー学習指導の工夫ー」	北野高校 廣末 修氏

3. 分科会構成

4. 講演 「高度情報通信社会の法的課題」

一橋大学教授 堀部政男氏

第二回 6月27日(火) 第1回 研究例会 会場：都立清瀬高校

1. 公開授業

「今、どこかでやらなくては
サバイバル(地震生き残り)教育の試み」

清瀬高校 原田 健氏

2. 研究発表

「新しい経済のあり方
ーロールズの正義論を中心にしてー」 北園高校 町田 紳氏

3. 講演 「信じやすい心の行き着く先」

日本女子大学教授 島田裕巳氏

第三回 10月17日(火) 第2回研究例会

会場：都立井草高校

1. 公開授業

「人間の幸福について考える」

井草高校 岩橋正人氏

2. 研究発表

「家族関係教材化の試み」

大泉北高校 福田誠司氏

3. 講演 「生きがいと出会い」

メンタル・ヘルス国際情報センター所長 小林 司氏

第四回 12月2日(土) 3日(日)

会場：都立上野高校

● 第三回研究例会 全倫研秋季大会と共催

1. 研究発表

「高校生1万人の価値観と生活意識」

航空工専 和田倫明氏

晴海総合高校 富塚昇氏

豊多摩高校 西川一臣氏

大泉北高校 福田誠司氏

2. 公開授業

1年現代社会「財政の役割について」

上野高校 田中正彦氏

1年現代社会「(発表学習)学園紛争と私たちの時代」

上野高校 木下勉氏

3. 全体協議

「高校生の意識と公民科の実践上の課題」

問題提起 北海道・札幌清田高校 相沢克明氏

山梨・甲府東高校 宮川尚巳氏

助言指導 文部省教科書調査官 横山利弘氏

4. 分科会協議

第一分科会「生徒の自己理解や他者理解を促す学習指導の工夫」

問題提起 千葉・聖徳大付属高校 野村春成氏

大阪・箕面東高校 西谷英昭氏

岩手・盛岡第四高校 太田原弘氏

東京・ドンボスコ教育研 高野啓一郎氏

第二分科会「基本的人権について理解と思索を深めさせる学習指導の工夫」

- 問題提起 兵庫・神戸国際高校 小泉博明氏
宮崎・都城泉ヶ丘高校 園田義治氏
助言指導 宮城・宮城高専 鈴木昭逸氏
東京・日大第二高校 小笠原悦郎氏

第三分科会「現代社会の特質を通して

自らの生き方を考えさせる学習指導の工夫」

- 問題提起 東京・竹台高校 黒須伸之氏
東京・台東商業高校 田久仁氏
助言指導 長野・上田高校 市原潤氏
長野・上野高校 伊佐進一氏

5. 講演 「現代日本の若者像」

財団法人 日本青少年研究所所長 千石保氏

6. 臨地見学

「坂の町『谷根千』を訪ねて」

谷中盤園、朝倉彫塑館、根津教会、奏楽堂など

第五回 2月2日(金) 第4回 研究例会

会場：都立三田高校

1. 公開授業

「帰国生学級生徒による新聞研究発表」

三田高校 大木洋氏

2. 講演

「ヘーゲル思想と現代」

哲学者 長谷川宏氏

「私と倫社」

都立両国高校 坂本清治氏

IV 研究例会報告

総会並びに研究発表大会

平成7年5月22日(月) 東京芸術劇場中会議室

次 第

1. 開 会 (13:00～)
2. 会長挨拶(議長選出)
3. 議 事
 - (1) 平成6年度 会務報告
 - (2) 平成6年度 決算報告並びに監査報告
 - (3) 平成7年度 役員改選並びに事務局構成
 - (4) 平成7年度 ① 事業計画案審議
② 研究計画案審議
 - (5) 平成7年度 予算案審議
 - (6) そ の 他
4. 研究発表並びに研究協議(13:45～15:00)
 - (1) 平成6年度 研究活動の総括 都立練馬高等学校 渡辺安則先生
 - (2) 研究発表
「選挙制度の内容と課題 —学習指導の工夫—」
都立北野高等学校 廣末 修先生
5. 分科会構成 世話人選出(15:00～15:25)
6. 講 演 「高度情報通信社会の法的課題」 一橋大学教授 堀部政男先生
7. 閉 会 (17:00)

平成7年度 事業計画

1. 研究成果の刊行 都立研紀要第34集の刊行
2. 研究会報の発行 都倫研会報第58集の刊行
3. 総会並びに大究大会の開催 平成7年5月22日(月) 東京芸術劇場
平成6年度研究活動の総括 浦辺安則先生(練馬)
研究発表 廣末 修先生(北野)
講 演 一橋大学教授 堀部政男先生
4. 研究例会の開催 第一回 6月27日(火) 都立清瀬高校
公開授業 原田 健先生(清瀬)
研究発表 町田 紳先生(北野)
講 演 日本女子大学助教授 島田裕巳先生
第二回 10月上旬
第三回 12月3日・4日 都立上野高校(全倫研と共催)
第四回 平成8年2月上旬
5. 研究分科会 3分科会で各々5～6回を予定

平成7年度 役員改選並びに事務局構成（敬称略）

役員	氏 名 (所属)
会長	坂本清治(両国)
副会長	小笠原悦郎(日大二) 小川輝之(晴海総合) 宮崎宏一(足立東)
顧問	岡本武男(攻玉社)、斉藤弘、船本治義、増田信(国際短大)、G・コンプリ(日向学院)、尾上知明、渡辺浩、中島清、佐藤勇夫、寺島甲祐、鮎沢真澄(聖心学園)、井原茂幸、道広史行(山崎学園)、酒井俊郎(文教大)、嶋森敏、高橋定夫、金井肇(大妻女子大)、御厨良一(大妻中野)、沼田俊一(目黒星美)、山口俊治(北里大学)、勝田泰次、永上肆朗、伊藤駿二郎(日本私学教育研究所)、菊地堯(東女体大)、杉原安(攻玉社)、小川一郎(東邦音大)、秋元正明(二十一世紀教育開発研究所)、木村正雄(中央就学相談所)、中村新吉(都立教育研究所)
会計監査	細谷 斉(武蔵) 佐藤 勲(小松川)

平成7年度 都倫研事務局構成

事務局長	増淵達夫(千歳)
事務局次長	佐良士 茂(田園調布)
都研究部	部長 山本 正(玉川) 副部長 黒須伸之(竹台) 本間恒男(青梅東) 町田 伸(北園)
都広報部	部長 功刀幸彦(八王子東養護) 副部長 坂口克彦(農産) 三森和哉(赤羽商) 諸橋隆男(大妻中野)
全広報部	部長 宮澤 眞二(田無) 副部長 西尾 理(代々木) 平井啓一(久留米西) 渡辺安則(練馬)
全研究部	部長 新井 明(国立) 副部長 大谷いづみ(国分寺) 佐藤幸三(都大附) 多田統一(小石川)
全調査委員会	委員長 和田倫明(航空高専) 副委員長 富塚 昇(晴海総合) 西川一臣(豊多摩) 福田誠司(大泉北)
全大会運営委員会	委員長 幸田雅夫(玉川聖学院) 副委員長 影山 洋(足立西) 成瀬 功(小川) 高橋 誠(八王子高陵) 立石武則(忍岡) 水谷 禎憲(大泉学園) 吉野 聡(学大附)

選挙制度の内容と課題

— 学習指導の工夫 —

都立北野高等学校 廣 末 修

1. はじめに

授業展開例は、昨年度の東京都の教育研究員（公民科）で発表したものである。民主政治を推進するためには、国民の主体的な政治参加が大切である。その際、国民主権を実現する機会である選挙の意義と課題について考察させることが重要である。

授業展開例では選挙区制とその特色を理解させるために、教室で実際に選挙をさせた。この展開例では小選挙区制の短所を強調している。教室の縦一例を選挙区（小選挙区制）として、3人の候補者が競争すると死票が多くなる。死票を少なくするためには得票数に応じて、議席を配分（比例代表制）すればいいことに気付かせる。選挙区制の違いによって、選挙結果が違うことに興味を持たせるだけでなく、国民の意思を正確に議会に反映させるという観点からも考えさせる。

小選挙区比例代表並立制の課題を理解させるために、並立制での衆議院選挙試算についての資料を活用する。この資料から並立制では得票率と議席率に大きな差が出るのが読み取らせるとともに、民意の反映という観点から考えさせる。実際の並立制での衆議院選挙はこれ以上の不一致であると思われる。

2. 授業展開例

(1) 教材として取り上げた理由

政治改革の目標は、国民の政治に対する信頼を回復し、「転換の時代」にある課題に的確に対応することである。しかし、政治改革は国民のためではなく、既成勢力の組み替えをめぐる政治家のための改革だったという批判がある。国民の代表を選出する選挙も、政治的無関心や政策上の争点ぼかしなどのために投票率が低い。このような状況の中で、生徒に国民一人一人が主権者であることを自覚させ、主体的な政治参加の在り方について考えさせるとともに、政治改革をその時の政治情勢からだけでなく、民主政治の発展という観点から理解させることは極めて大切なことである。そこで、政治改革の一つである選挙制度の内容を理解させるとともに、選挙制度改革の課題について考えさせることをねらいとして、本教材を取り上げた。

(2) 展開例

	学習項目	学 習 活 動	備 考
導入 5分	・政党づくり	・意見の分かれる事柄から3つの政党をつくる。	・校則(制服)学校行事(HRでの調理のメニューなど)
展 開 35 分	<ul style="list-style-type: none"> ・棄権の問題点 ・小選挙区制での選挙 ・選挙結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙前に、棄権は無支持ではなく、選挙結果を支持することになり、無責任であることを理解する。 ・教室の縦一列をひとつの選挙区(40名1クラスだと6、7名になる)として、選挙を行う。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>小選挙区制</p> <p>○○○■▲▲</p> <p>○○○■▲▲</p> <p>○○○■▲▲</p> <p>○○○■▲▲</p> <p>○○○■▲▲</p> <p>○○○■▲▲</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○党…6議席</p> <p>□党…0議席</p> <p>△党…0議席</p> <p>死票…21票</p> <p>黒は死票</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>比例代表制</p> <p>○党…3議席</p> <p>□党…2議席</p> <p>△党…1議席</p> <p>死票…1票</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・小選挙区では次点以下の候補者への投票はすべて死票になる。 ・ドント式議席配分の計算方法を用いる。 ・「区割り」は候補者にとって死活問題。 ・資料「選挙区制とその特色」
	<ul style="list-style-type: none"> ・小選挙区制の短所 ・比例代表制の長所 ・グリマンダー ・選挙区制とその特色 	<ul style="list-style-type: none"> ・小選挙区制(縦一列)では、死票(意見が反映されない生徒)が多くなることに気付く。 ・死票を少なくするためには、各党の得票数に応じて、代表者を選べばよいことに気付く。 ・小選挙区制の例で、△党が2議席できるように選挙区を作り変えることから自分が有利のように選挙区を決めるグリマンダーを理解する。 ・小選挙区制、中選挙区制、大選挙区制、比例代表制の選出方法とその長所・短所を理解する。 	
まとめ 10分	・小選挙区比例代表並立制の課題	・並立制での衆議院選挙試算結果について資料を活用して民意の公正な反映という観点から考える。(50%台の得票率で70%台の議席率になることがある)	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞記事「試算結果」(読売新聞1994年8月12日朝刊) ・資料「衆議院議員選挙の実績」(自治省)

(3) 本時のねらい

実際に選挙を行うことによって、選挙区制とその特色を理解させ、資料から民意を公正に反映する選挙制度について考えさせる。

本時は「政治改革(何をどう改革すべきか)」「(本時)「議員定数不均衡問題(一票の格差)」「政治腐敗(原因と防止)」の4時間構成の2時限目に当てる。学習指導要領では、「現代社会」の「(3)現代の政治・経済と人間」の「ウ 日本国憲法と

民主政治」、「政治・経済」の「(2)現代の政治と民主社会」の「イ 日本国憲法と民主政治」で扱う。

(4) 評価の観点

①実際に選挙をすることによって、選挙区制とその特色について理解できたか。資料の見方や資料の意味を理解し、小選挙区比例代表並立制の課題について考えることができたか。

(5) 指導上の留意点

①政党づくりでは身近で関心のある事柄を取り上げ、自らの問題として考えさせる。②実際に選挙を行わせることにより、授業に興味や関心を持たせる。③選挙区制による選挙結果の違いに対する興味だけで終わらないように、民意の公正な反映という観点から考えさせる。④政治に関する事項の取扱いについては、教育基本法第8条の規定に基づき、適切に行う。

3. おわりに

選挙制度は小選挙区制と比例代表制に大別できる。それぞれは代表に対する考えが違ふ。小選挙区制は勝者皆どり方式で、敗れた候補者に投票した人々の考えは代表されない。比例代表制は勝負をつけるのではなく、多数派と少数派の双方がその大きさに比例して代表されると分類される。

この展開例では選挙区制の選出方法とその長所・短所を理解させることに留まっている。しかし、民意を正確に議会に反映させることがよい選出方法とするならば、比例代表制が優れていることを説明する必要がある。また、並立制は小選挙区制を基本とした制度であるので、民意の反映という観点からは問題がある。

この展開例では「政治改革(何をどう改革すべきか)」について、選挙制度改革の一部しか指導できていない。政治改革の課題は、議会、官僚制、政党のレベルに分けられる。これらの学習指導の工夫が今後の課題である。

【参考文献】

- 文部省『高等学校学習指導要領解説 公民編』 実業出版・1989年
文部省『高等学校公民指導資料 指導計画の作成と学習指導の工夫』 海文堂出版・1992年
石川真澄『小選挙区制と政治改革 一問題点は何か一』 岩波ブックレット No.319, 1993年
山口二郎『政治改革』 岩波新書・1993年
志田なや子『小選挙区制と新国家主義 一二十大政党制の虚構一』 こうち書房・1993年
田村栄太郎『くわしい公民 中学3年』P.86 文英堂・1990年
岩井奉信・香原志勢 『読売新聞』「対立討論・選挙の棄権」 1995年3月31日朝刊

高度情報通信社会の法的課題

一橋大学教授 堀 部 政 男

「高度情報通信社会」の「通信」という言葉の入っている場合、これについては耳慣れていない部分も多いと思います。従来は「高度情報化社会」だとか「高度情報社会」というように使って参りました。「通信」というのが入って来るようになったのは通信回路やコンピュータ回線でネットワークが出来てきているという現実があるためです。そもそも「情報化社会」という言葉は日本で作られたある意味ではめずらしい言葉であります。60年代の末にこの言葉が使われ出して、それが一般に浸透しました。「インフォメーションオリエンテッドソサイティー」という英語にもなっていますが、これは日本語の「情報化社会」を英語になおしたものでそれが世界的に通用するようになったというめずらしいケースになっているわけです。それが「通信」という言葉をはさんで使うようになって来ています。

国の省庁でもこの言葉、言葉の意味する具体的な社会を想定して実際の政策の面でどのような事をしていったらよいかと考えられるようになって来ています。今年(1996年)の2月25、26日にベルギーのブリュッセルでG7がありまして閣僚が集まってこの「高度情報通信社会」について話し合うというようなことにもなっています。私も通産省の方でも「セキュリティー・プライバシー問題検討委員会」でこの問題に関わって来ました。また「教育分野の情報化」ということも議論されています。学校の中でもコンピュータなど情報機器の一層の推進、生涯学習との関わりの中だけでもこれが言われているわけです。このような流れを阻害する要因を出来るだけ無くしていくため、例えば書類の電子データによる保存を進めたり、申告・申請手続きの電子化、ペーパーレス化というようなことが発想されています。またそれと同時に著作権やプライバシーは保護していかなければならない。そんな事が課題として浮かび上がって来ています。セキュリティー対策やプライバシー対策です。ここに「通信」が入ってくることによって視野に入ってくるのがこうした政策的な課題の「国際的なハーモナイゼーション」ということです。そして「ハーモナイゼーション(調和をとること)」がグローバルな高度情報通信社会の実現のために必要とされ、それがG7で論議されるということになるわけです。

「6つの課題」ということが言われるようになって来ています。①相互接続性と相互運用性の促進。②ネットワークサービスアプリケーションの世界市場の開拓。③プライバシーとデータセキュリティーの確保。④知的所有権の保護。⑤研究開発

及び新たなアプリケーションの開発に関する協力。⑥情報社会の社会的影響のモニタリング。以上のようなことがそれにあたります。また、これについては「選定されたテーマ別プロジェクト」というものが提出されており、全部で11のプロジェクトについて各国が協力してこの研究にあたるということが確認されています。4番目の「電子図書館」などは日本が研究の責任者ということになっています。「高度情報通信社会」ということが国際的な広がりをもちながら考えられて来ています。大学でも「情報法」というような講座を設け私もそれを担当しているようなわけです。1978年に岩波新書で『アクセス権とは何か』を出しました。前にも雑誌『ジュリスト』で「アクセス権論」というのを書いています。これは今、重要な概念として定着して来ています。問題をどのように体系化していくかが大切であるわけです。「情報社会と法」ということが分野として明確になって来て、これについてはNHKの市民大学講座で半年の間講義することにもなりました。

昨年『自治体情報法』というものを学陽書房から上梓しました。この本の中では、問題をマスコミとの間の関係の側面からまとめた部分があります。また別の箇所はコンピューターとの関わりの部分で整理した部分、更にネットワークという発想の上でそれとの関係で書いたところもあります。政治の側面では「情報公開」ということが出て来るようになって来ています。このような流れの中で「情報公開」と、「個人情報法」つまりプライバシーの部分の部分がキーポイントとして認識されるに至ったわけです。現在の情報社会の状況の中では「情報高度化」「情報自由化」、「情報保護化」というような言葉で言い表せるような部分をそれぞれ促進して行かなければならないのではないかと考えられます。最初の面では「自治体情報高度化促進法」「自治体住民情報システム関係法」「自治体情報通信システム関係法」などの法律の構想を述べました。「自由化」の部分では具体例つまり「情報公開条例」を検討しています。また3つめの面では著作権と刑法による情報の保護について検討し「個人情報保護法」がどのようになっていったらよいかをまとめたわけです。更に今後の課題としてはそれをマルチメディアの時代に即したものにしなければならぬわけです。上からの押し付けの法律にしてしまってはならない。そのことから考えると住民の「知る権利」あるいは「情報権」という所から発想していくことが大切なわけです。このような事を考えるようになったのにはいろんな経緯があるわけですが現実の法律制度のなかで整備していかなければならないことが沢山あります。またその中で情報の双方向性を確立していかなければならないのでしょう。

(文責：都立八王子東養護学校 功刀幸彦)

阪神大震災から考える

— サバイバル教育の試み —

都立清瀬高等学校 原田 健

95年は「倫理」や「現社」の教師にとっては、エキサイティングな年であったはずだ。なんといっても「阪神大震災」であり、「一連のオウムの事件」である。自然の突然の力により、最終的には6千人もの人々が亡くなられた。片や、宗教が想像を超えた形での犯罪を生み出した。どちらも映像を通してであれ、生徒自身がインパクトをもって受けとめていたことは確かだ。

この二つの事件が「倫理」教育にもたらした意味は大きい。例えば阪神大震災。戦後、歴史の流れや自然の大きな力に飲み込まれ、人生が翻弄された体験を持たない多くの日本人にとって、自然（と人為的な都市）の前で、いかにちっぽけな存在であるのかを実感できたはずだ。「オウム」これは強烈だった。宗教や思想は、人や社会や歴史を動かす、時には人々を大量に殺しうるものだ。だから、思想や宗教を適切に学ぶことは、とても大切なことなのだ、と。そもそも、20Cが、マルクス主義、社会主義にもとづく壮大な人類の実験の世紀であり、その前後に民族という虚構の中心に位置する「宗教」の名のもとに、数限りない紛争がおこなわれたこと——を念頭に置けば、より意味が増すはずだ。私達は、知らず知らずの間に、「思想や宗教は、単なる教養であり、その知識はセンターテストで手堅く得点できる手段となるもの——」式の「戦後の、日本の、ある時期の、世間の」多数派の人々の感覚を受け入れてしまっていなかっただろうか。

さて、以上を踏まえると、95年のチャンスを高校の「倫理」の先生はどのように生かしたのか、どのように生かすことが可能だったのか、を問うてみることは大切なことだと思う。少なくとも、95年の4月の授業開始時に、一連のオウムの動きと自らの教科との関連に触れることなく、教科書通り青年心理学やソクラテスの講義から始めたとするなら、私は疑問を感じる。「評価が定まらない問題」「文部省検定済教科書には記されていない内容」ということで避けることは慎重な態度だとしても、あの時、生徒の多くが、あの事件の意味づけと納得（理解）を求めている、ということを見逃して、授業を進めるのは、どんなものだろうかと考える。私の公開授業後、NHK・TVのディレクターの方から授業に関しての取材を受けたが、

そのディレクター氏は「当然、高校の先生方はオウム的事件などは、くわしく授業で扱われていると思いますが……」という切り出して話を始めて来た。それは世間の思い込み、私にはそれなりの事情があって、と居直すだけでは済まないだろう。

私はといえば、4月の冒頭、4回にわたって「オウム」を取り上げた。当時は（今もだが）オウムの事件と思想の全容がわかっていたので、生徒の疑問に答える形で、宗教一般のものの考え方・発想についての講義が中心となった。

公開授業について。あの地震の直後「どこかでサバイバル教育＝地震生き残りの知恵を学ぶ教育、をやらなくてはいけないね」という職員室の同僚の先生方との会話から発想したものだ。地理でも、保健でも、LHRでもよかったのだが、やる人がいないので倫理で教材化した。当然、この教材にく倫理>的な内容をからませていくことが大きなポイントだ。

①地震に対して、どう生き残るのか、という知識と技術については、Q&A形式のパンフレットをつくり、生徒に考えさせた。例えば、ペットボトルの水を保存しておけば、イザという時に飲料水として利用できる。では、ペットボトルの水の保存期間はどのくらいか — メーカー保証1ケ年、しかし冷暗所なら2年はいけそう等々である。班討論・班競争などを仕組んでゲーム感覚で授業を進めた。

②倫理的内容について。例えば、「死」の問題。良寛が、地震見舞に友人へ送った手紙の中の有名な言葉「病むときは病むがよくござ候。死ぬときは死ぬがよくござ候。これ病死よりすくわるる妙薬にてござ候」 — を取り上げ、芭蕉から老荘思想のさわりまでからませ、サバイバル教育の自己否定を行う！ 例えば、ボランティアの話をしつつ、共生と自立の思想について問題提起する。例えば、国の国防予算が4兆7千億円もあるが、地震対策費は106億円 — と指摘する國弘正雄氏の投稿を引用しつつ、《国家って何か》《国を守るとは何か》の問題提起をする。

最後は、宿題として我家の地震対策イラスト図づくり。家族と話す者多し。

去年の暮れに、都倫研事務局から届いたお知らせの中に、ヘーゲル「精神現象学」を原書等を用いて輪読しませんか、というものがあつた。その文中、「いよいよ私たちのとってもインチキで浅薄な知識では、授業で通用しない時代がやってきた」という熱ばい言葉があり感銘と異和感を持った。私の授業などインチキで浅薄な典形に違いないと反省した。が同時に、原理を求めつつ、明治以降の日本の哲学界は結局、横文字で記されたものの解釈学で終わってしまつて、生き生きと現実と交流することを見失つてしまつていたとも思う。学習の結果の授業実践に期待したい。

経済のあり方についての一考察

— ロールズの正義論をもとに —

都立北園高等学校 町田 紳

1. ねらい

経済現象が起きるのは、人間の経済的欲望を充足させる手段が不足しているからである。社会の成員全体の経済的欲望と社会における欲望充足手段の間に稀少性が存在する状況の中でいかにしてこの不足した手段を人々の間に分配するかが問題である。しかし、経済学においてこの分配の基準は明らかにされていない。私は、何かしらの基準を分配問題に適用すべきではないかと思う。特に、地球環境問題、南北問題を考えるにあたって、市場の原理とは異なった正義の原則が参考になるのではないか。ジョン・ロールズの正義論を考察することで分配の基準の一提言を示したい。

2. ロールズの正義についての考え

彼は、公正という概念を自由で平等なゲームの当事者が公明正大に合意されたルールに従いゲームを行なう態度であると言及している。そして、社会契約論をもとにして社会の構成員の合意に基く社会正義の原則を探求する。彼の正義論は「公正としての正義」を中心としたものである。彼の正義原理の目標は、才能や出自などの自然的・社会的偶然が社会制度における権利・義務の割り当てや社会的協同活動の利益・負担の分配の決定に対して影響力を持つ事をできるだけ少なくする事。

そして、個人的自由・権利が社会経済的利益の増進の為に犠牲にする事を許さず、個人の多様性と独自性に真剣に配慮する事である。

3. 原初状態と正義の二原理（公正としての正義）

原初状態は、社会生活のゲームを始める前に必要なルールを参加者全員で話しあって決める場であり、純然たる仮説的状況で「自由・平等な当事者が社会の根本的なあり方を事前に決定する為の討論の場」とも言える。しかし、この契約当事者は、人間社会についての一般的な事実しか知る事が不可能であり、自分自身のアイデンティティーは知らない「無知のヴェール」のもとで正義原理を選択しなければならない。そして、彼らは、嫉妬・気どり・ねたみを持たず、相互に他人の利害に無関心で合理的に自己の利益の極大化をめざす。このようにして、当事者達は、自然的・社会的偶然に影響を受けずに公正な状況下で正義原理を選択する上での基本的・手続的

制約を形成する。以上の原初状態の下で契約当事者の討論の結果、正義の二原理＝公正としての正義が全当事者の合意に基づいて承認される。

第一原理：各人は、平等な基本的諸権利・諸自由を適正に制度的に保障されうる資格を等しく持っている。そして、この「平等な自由」の制度的保障を通じて、平等な政治的自由の公正な価値が確保されねばならない。

第二原理：社会的・経済的不平等は以下の二条件を満たすべきである。

① 公正な機会均等の下で、構成員全員に職務や地位が開かれている限りでの不平等に限られること。

② 社会で最も不遇な成員に最大の利益を与えるという限りでの不平等である事。

第一原理では、全構成員が平等な基本的諸自由（政治的自由・言論集会の自由・思想および良心の自由など）を他者の自由と衝突しない限りで最大限享有すべきであると述べている。

しかし、平等な自由の原則が社会生活において満たされていても、社会的・経済的不平等は結果的に必ず発生するものである。この不平等を運命として受けとめず社会の構成員が許容できる不平等の限界はどこまで、その限界をこえた不平等をどのように是正すべきかが次に討論される。そこで、①公正な機会均等原理、②格差原理（最も不遇な人々の利益の最大化を図るという原理）が第二原理として選択される。格差原理は、社会の不平等は、その不平等によって有利な結果を獲得した者は、その結果を社会で最も不遇の人々の利益を最大化する為に使われる限り認められると言っている。ロールズは、生来の資質というものを否定してしまう。

この才能は、他人との社会的協働なしにはありえないので、社会の共通資本であると彼は主張している。この点には、大いに異論はあるであろう。現に、この原理から、アメリカで「アファーマティブ・アクション」（「差別撤廃のための法による積極的行動」）が導き出されている。

さて、私は、ロールズの社会正義の中心概念である公正としての正義について述べてきたが、分配の基準を考える上で、彼の論述している“分配の正義”について分析したい。

4. 分配における正義

従来の経済学において最適な分配の基準としてパレド最適がある。この基準は他の誰か一人を同時に貧しくすることなしには、誰一人もより豊かにすることができない場合に、その集団の福祉は最適であると論じている。しかし、この基準は、

重要であるが、明らかに最良の分配とは言えず、効率的分配として最適なものである。

正義の観点からは全く異なった判断を下さねばならないような社会体系が、この基準によれば最適であることがありうる。社会体系に適用する場合、正義と効率とが同一のものに帰着するとは限らない。ロールズによれば、分配の正義にかなっているのは、より有利な状況におかれた人々のより大きな期待が最も不利な状況におかれた人々の期待を向上させる場合だけである。そして、最も不利な状況におかれた人々の利益増進は、諸々の不平等が連鎖的であると仮定するとすべての人々の利益増大につながる。効率の原理は正義の原理によって制限されていると彼は言う。

ロールズは、効率至上主義の社会に対して批判の目を向ける。彼によれば、競争原理を一義的に認めてしまえば社会の不平等は拡大するだけである。（もちろん彼は活性化した社会を形成する上で競争原理そのものを否定している訳ではない）

社会が不平等を結果として発生させることを彼は否定しない。しかし、不平等の結果を競争の中で敗れ去った者の状態を有利にする為に使われるべきであるというのだ。そのための教育への助成、社会福祉全般、税金の軽減が挙げられる。競争に勝ち残った者は、その成果を自分だけではめたたえるのではなく、社会的配分にゆだねよと言う。地球環境問題や南北問題を解決するにあたって、従来の効率だけを志向する経済学では限界なのではないか。ロールズの原理を適用すれば、「無知のヴェール」のもとで他者への配慮につながり南側の人々の不遇な状況を見捨てることのできないことになろう。そして、発展途上国に対して経済効率を制限してもらうのと引き換えに、北側の人々はなんらかの補償措置をとることを求められるであろう。

現在の地球規模の経済社会的矛盾を解決するために、効率、功利主義という尺度だけでは無理があることは明らかであろう。ロールズの原理がどのように適用されるかどうか今後の動向を注目したい。

信じやすい心の行きつく先

日本女子大学教授 島田裕巳

● 何かを信じるようになる人間の心に関心をもったきっかけ

私は都立高校に入学したのが1969年(昭和44年)で、ちょうど安田講堂の攻防があり、翌年には70年安保があるという、学園紛争が高校にも波及してきた時代でした。様々な政治セクトのオルグが校内でもおこなわれ、そんな中で、私と一緒に話を聞いた友人がセクトの活動にのめり込んでいく姿や、逆にオルグ活動に一生懸命だった友人が突然女の子に走っていったりする姿を見ました。今思うとこれらの様子を見ていたことが、自分が「人の心の中にどのような動きがあると、何かを信じるという状態になっていくのか」ということに関心を持つきっかけになったような気がします。

● オウム真理教について

今は大変なことになっています(すでに麻原逮捕後)が、私が知った当時はこのような事件をおこすことになるなど想像もできませんでした。正直、戸惑いを感じています。

多くの若者があの集団にはいったのは、次のことと関連があるのではないかと思います。

- ① 教祖が書いたものがたいへんわかりやすく、しかも修行と結びついている。
- ② 他の宗教と違い、オウムに入信するために大きな人格の変革が必要でなかった。

①に関しては、宗教の世界で起こる出来事をどうすると体験できるかが具体的に記されています。

②に関しては、キリスト教系の新興宗教などにみられるような入信に際しての人格の大幅な変革が必要なく、オウムでは修行するかどうかが問題であって、修行によって何かを感じれば次へ進めばよいという点に敷居の低さが感じられたのではないのでしょうか。

世間では新興宗教と大まかな言い方をしていますが、だいたい1973年のオイルショック以前にできた団体を新宗教、以降にできた団体を新新宗教と分けて呼んで

います。

創価学会などに代表される新宗教は高度経済成長期に発展していったものが多く、「現世の中でいかに幸福になるか」ということを求めていくものでした。「まじめに働きより良い人間関係を作っていけば幸福がやってくる」という考えを時代が後押ししてくれました。それに対して、新新宗教はノスタラダムスの大予言が流行った時代以降に誕生していることから理解できるように、現実世界を否定する事からはじまっています。

したがって、出家の問題などで一般社会との間にトラブルが発生すると、新宗教は結局価値観が一般社会と変わらないところにあるので、宗教の方から折り合いをつけてきたのに対し、新新宗教は完全に対立してしまうことになる例が多いのです。

別の視点から見てみますと、1970年代以降に生まれてきた若者等に貧体験が非常に少なくなっていること、人生も最も重要な経験として思い起こせるものが受験くらいしかない人間が非常に多くなっていることがあげられます。

ひと昔前までの宗教入信の動機である、貧、病、争、がなくなってきたのです。そんな中で育った若者達は個人主義でありながら、世間の人たちがやっていることに乗り遅れることには不安を感じるという矛盾した二面性を持っています。

- ・日常では経験できないものを体験できる。
- ・何かをはっきりと言ってくれることに対する安心感。
- ・やるべきことを与えてくれる安心感。

オウムのこれらの特徴は、そんな二面性を持っていた若者達に合っていたのかも知れません。だから、オウムの若者達は教団全体がどう動いているかということにはあまり関心を示していませんでした。

● 哲学教育の重要性

そんな若い人たちをどう守っていくかという問題にあたった時、やはり“哲学教育” 特にく宗教をどう教えていくか」ということが非常に重要になると思います。

現在のような客観的な宗教教育でなく、やはりある程度の特定の宗教教育を受けた上で宗教を論じなければそれらの課題には当たれないのではないのでしょうか。もっともその方法が良いのか悪いのかはわかりませんが。

(文責：大妻中野高等学校 諸橋隆男)

公開授業について

都立井草高校 岩橋正人

「人間にとって幸福とは何であろうか」とか、そこまで大上段に構えなくとも、「どうしたらもっと楽になれるだろうか」といったことは、私はかなり長いこと思い続けてきたような気がする。今現在もそのへんの事情は基本的に変わってはいない。それは、私という人間が生来怠け者で酒呑みで、かつ、いつもラクをしようとばかり考えている、そういう存在であることに由来する。そこで、いつもラクをしようとしている怠け者である私は、はたして本当にラクであり、怠け者たることを全うしていると言い得るであろうか。答は「はなはだ疑問」である。なぜか。

「『なぜか』も何もないだろう、馬鹿者」という声が聞こえてきたそうである。ラクをすることはばかり考えている怠け者とはかくとしても、一般に人間は、平穩無事を求める気持ちそのものは強いように思われる。しかし、その気持ちが強ければ強いほど、その達成が困難であるという現実を示唆してはいまいか。

「魂の平安」(アタラクシア)、「苦痛のないこと」を求めたエピクロスは紀元前の人物である。日本においても「万葉集」に次のような記述がみられる。「生ける者遂にも死ぬるものにあればこの世なる間は、楽しくをあらな」(大伴旅人)

いずれも、平安で苦痛のないこと、そしてまたできれば楽しい人生を希求していることは疑いのないところである。

私は、これらの人生観を出発点にしようと考え授業の導入部とした。

次にテーマの中身、すなわち、どういった状態をもって、私たちは幸福であると言い得るのかについてが問題となる。

産業革命とそれにとまなう資本主義の発達を背景に17、8世紀頃から、端的な表現をすれば「富める者が幸福」「金もうけこそ生きがい」といったような欲望の充足が人生の目標であり幸福に他ならないのだ、とする考え方が支配的になっていったようである。「金持ちになりたい」「いい家に住みたい」「美しい女と結婚したい」……等、現代においてもこれら自体、多くの人にとって願望としてはかなり有効なものであることは否定できまい。ただ人間というもの、それほど単純に括らえてしまうものではないのだということ。それを資料1(「新現代社会」一橋出版93年度版より抜粋、内容略)によって、生徒たちに投げかけると共に、J. S. ミルのよく知られている言葉「満足した豚であるよりも 一略 不満足なソクラテス

である方がよい」を板書した。

先にあげた欲望・願望とは、私なりに読み替えれば、「所有」することへのとらわれに他ならない。仏教において苦しみの原因とされる我執にあたる。E. フロムは、その著作の中で「持つこと」よりも「在ること」、「在り続けること」の意義を主張しているが、私はその点を取りあげようと思った。一例として、恋愛（そしてセックス）の楽しみとは、自分の存在証明、言い換えれば実在感の確認、互いのコミュニケーションにあるのであって、断じてパートナーを「持つ」ことにあるのではないことを述べてみた。

要するに、幸福とは精神的なものではないか、という問題提起である。

それではかかる意味における幸福、それはどうしたら得られるのか。

次の引用文を資料2、3として配布した。

「…楽しみなどというものは細かく吟味すれば必ず何かボロが出てくるものだ。自分は今幸福かと自分の胸に問うてみれば、とたんに幸福ではなくなってしまう。幸福になる唯一の道は、幸福をではなく何かそれ以外のものを人生の目的にえらぶことである」(J.S.ミル)

「…人間は何かの目標のために生活するのではない。そういう目標が立てられたとしても、目標到達が人生の目的なのではない。そこへ到ろうとする全過程そのものが生きる目的なのだ」(ドストエフスキー)

ミルの「幸福ではなく何かそれ以外のもの」とは、「たとえば他人の幸福、人類の向上、あるいは何かの芸術でも研究でも…」等をさす。みずからの幸福を目的にしている限り、私たちはけっして幸福にはなれないという。ドストエフスキーにしても、目標到達（たとえば幸福の実現）は人生の目的ではなく、そこへの歩みそのものこそが私たちの人生の目的なのであるとする。

どうやら、幸福はどんな強くもとめてもそうやすやすと手に入るものではなさそうだし、考えてみればというよりも自分の生活史を振り返ってみれば、それは自明であったことに気付かされはしまいか。

「人生は苦である」とした釈迦が、弟子たちに最後に述べた言葉は、「私を頼みにするな。犀の角のごとくただひとり歩め」であったと伝えられている。

私たちは、日々の生活において努力しなければならない。

私がこの公開授業で言いたかったことは、真理とはすべからく逆説的であるということ、それに尽きる。

家族関係の教材化の試み

都立大泉北高等学校 福田 誠 司

1. 本時の位置

学習指導要領の「倫理」「(1) 青年期と人間としてのあり方生き方」中の「(ア) 青年期の課題と自己形成」及び「(2) 現代社会と倫理」中の「(ア) 現代社会の特質と人間」で扱い7時間構成した。

第1時「青年期の心理概要」では青年期の特徴や人間の性格形成と現代の分類法、東洋思想（環境、体内環境）による分類法について説明し、また、フロイトの無意識構造や自我防衛機制、精神分析の方法や考え方を紹介した。第2時「こころと身体」では、物理的ストレスや精神活動と身体の生理や病理について、最近増加の一途をたどるアレルギーを例に説明をした。例えば、アトピー性皮膚炎は、サブレッサーT細胞機能の低下によるIgE抗体産出抑制能力低下が原因とされるが、(NZB×NZW)F1マウスという人間では自己免疫疾患の1種である全身性エリトマトーデスに相当するマウスのカロリー量の摂取減化をしていくと、免疫機能が保持され病気進展の抑制と延命がみられるという身体への物理的因子や、花粉症の治療として交感神経を抑制し、副交感神経優位の状態を作るため行われる星状神経節ブロックやアトピー患者とストレスの相関追跡調査という精神的因子を、セリエやキャノンの学説の全身反応（大脳皮質・大脳辺縁系・視床下部・下垂体の役割及びノルアドレナリン、副腎皮質ホルモンなどのホルモン）及び効果器の肥満細胞とヒスタミンの関係等の細胞レベル、で話してみた。第3時「家族の愛情」（本時）、第4時「家庭の変化」では、戦前と戦後の家族制度の違い（家制度、家父長制度の成立要因やそのシステム）や高度成長にともなう家庭環境の変化（核家族化についてや、企業戦士化、単身赴任、行き過ぎたドーナツ化現象による父権の不存在）について紹介し、第5時「法律から見た家族」では、親族の法的関係や家族の成立（民法725条以降）、また、民法上の問題点（女性の再婚禁止期間や非嫡出子の相続分900条4号などの裁判）を説明し、夫婦別姓など近年の民法改正作業傾向、裁判所の概要と家庭裁判所の位置役割を紹介し、第6時「事例」では、『かげろうの家』や『ピーターパン・パートナー』などのドキュメントを読み、第7時はまとめ

として、生徒に文章を書いてもらう予定とした。

2. 概略

自分の行う授業は面白いと思ったことはないが、それでも、授業に教科書・ノートを始め、筆記用具さえ持ってこない生徒を見ると愕然とする。ただ、そういう生徒の中には、進級・卒業を全く気にもせず、日々アルバイトに明け暮れてしまい、自暴自棄的にさえ見える生徒がいる。そんなことを考えていたときに、ケースワーカーがお書きになられた本を読んでみた。本の中で、「一中略—このケースの中学生は、現象面で学力の低下があり、非行も起こしているが、因果関係は別の次元にあり、やる気が無いから勉強しないのであり、意欲を失っている子供にいくら勉強を教えてみても、勉強するはずはなく、反抗するだけである。」(黒川P7) という部分を見だし生徒と考えようと思った。また、この本には、「道徳」と「法」について書かれた部分があったので、学習意欲の減退から発展させて考えたいと思った。本を要約すると、

— 両親の愛情が十分に子供に注がれている場合には、子供はその愛を失わないために、自己の幼児欲求を捨て、両親の判断規準に従った行動をとる。やがて、両親の価値観は子供の内に内面化(良心OR スーパーゴゴ)され、悪に対しては「自責」の念を持つようになる。これが、道徳の原点である。

(なお、ここでいう愛とは、「その子の存在自体を喜ぶような愛」であり、子供が成績がよいから、つまり、価値があるときに生じる愛や、親の夢を叶えたときに生じる愛などは、偏愛と考えられる。勉強をするなら愛してやる、しないから、愛してやらないという条件的な愛情は、勉強ができなくなった時の事を考えると、子供は安心ができない。)

ところが逆に、愛情が不足していたり、偏っていた場合は、失うものが何もないため、子供に抑制力は働きにくい。従って、「自責」の念がないため、悪に対する抵抗がない。彼らは、愛情不足故に、愛を与えない親に対し、見せしめのように自分を自分で駄目にし、退行に陥ったり、シンナー・怠学・犯罪行為などの、自己破壊に向かったりする。こういう者は、やがて、「法」により、外から「外罰」という形で、抑止せざるを得ない。

しかし、悪に強い人は、また、善にも強く、非行者にも無限の可能性がある。

— ということになるらしい。

また、加藤先生の本には、愛情の例として、ケネディー元大統領が子供の頃、子

供たち全員の水泳教室の選抜には必ずお父さんが応援にきてくれたという逸話を挙げ、子供がしたい事を励ますべきで、親が子供にさせたい事を励ますのではないという話が載っていた。この2冊の要約を手がかりに、さらに、このころ、新聞に、アメリカにおける「未成年の夜間外出禁止条例」の制定に関する記事（ダラスでは、未成年者の逮捕数は前年比15.5%減少したが、根本解決だろうかという内容）と、累犯者に対するいわゆる「三振法」に関する記事（三回目は軽犯罪でも終身刑となったが、法で犯罪を減らすことへの疑問があるという内容）が載っていたので、いくつかの記事を抜き出し、導入として共に読んでみた。

3. 展 開

以上を題材として、生徒に感想を書かせると、実は、自分自身居場所がなく、漠然としたイライラがあると書いてくる生徒が多かったので驚いた。そこで、家にあまり帰りたくなく、常にイライラしているという架空の友人を設定し、その友人へ手紙を書くという形で、全員に200字程の文章を書いてもらい、他の友人の考えや、状況を読んで知ってもらおうと考えた。

内容が多様で網羅できないので、あるクラスの要約を例にとると

- まず一緒に遊んで、その子のやりたい事を探し、それが見つかったら、応援します。一つ夢中になることがあれば人生は楽しく張りがでるから……（女子）
 - 両親にかまってもらいたいのなら、自分の口で言えがいい。自分が動かなければ始まらないし……（女子）
 - 時間が来ればお前もわかるから、全てを駄目にしてしまうような毎日を過ごさないように。意外とみんな経験してるから……（男子）
 - 結局は自分の問題。自分が変わって行かねば……（男子）
 - 周りの友達が支えるべきだけど、できそうもないし困ってしまう……（女子）
 - うちの家庭は楽しくて、そういう経験がないから、全くわからない（女子）
 - 家庭の事は、他人を巻き込むべきではないので……（男子）
 - 家は両親の問題なので子供は口をはさむべきではない。両親も好きだから結婚したのであって……（男子）
 - 僕もつらい事があるとスポーツや勉強で気を紛らわしているので、深く考えず、一つの事に熱中すべき……（男子）
- 等の意見があったので、これを印刷して（実際はクラス全員分を印刷）、それぞれの考え方を共有してもらった。

4. 評価

評価の観点としては、内容的に評価に馴染みにくい点が多々あり、(1)自分の家庭を客観的に眺められたか、(2)自分が将来家庭を持ったときに、何かしらを考える材料になり得たか、を考えたが、実際はどの文章もよく書けており、提出された分については優劣を付けられなかった。

5. 引用文献

黒川昭登「荒廃する親子関係」 誠信書房

加藤諦三「アメリカインディアンの教え」 日本放送

生きがいと出会い

メンタル・ヘルス国際情報センター所長 小林 司 先生
(文責：都立八王子養護学校 功刀幸彦)

精神科医として長い臨床経験をお持ちの一方、日本シャーロック・ホームズ・クラブの主宰者としてヴィクトリア朝の後半期の文化や社会について造詣の深い小林司先生からご講演をいただくことになりました。以下当日の先生のお話しと、たくさんのご著書の中から演題に深いつながりを持つ2冊の本『生きがい』とは何か』と『出会いについて』(共にNHKブックス所収)を参考にしながらまとめてみたいと思います。人生の滋養にみちた先生のご講演をどれだけ集約出来得るのか心もとないものがありますが、どうかその点をご容赦をお願いしたいと思います。

長く病院に勤められていた先生が現在のようなかたちで活躍されるようになったひとつの理由は臨床医としての経験を積んでいくとももさることながら、ご自分なりの文章を書くことによって生活をして行きたいというお気持ちがあったからだといえます。先生はご専門の精神医学の他に主宰されているホームズの集まりのことなどを絡めて、文章を書いて行くために病院を退職するということがご自分にとって当時ひとつの「自己実現」にちがいがなかったということからお話しを始められました。社会のなかで生活し、そのなかで「生きがい」を感じるということはこの「自己実現」ということと深くかかわっている。それをより厳密な形で表現すれば「生きがい」というものは「自己実現」という言葉を中心に、「出会い」や「生きる価値」、また「愛」や「在ること」「遊び」「仕事」といったこととも一定の関係を形作っているということになるという。なによりも生き生きとした生活をささえる人間関係や出会いがその人の一生を豊かにし、稔り多いものにさせる。そしてそのような中で人は「生きがい」を感じる。また先生ご自身がそれを実践されて人生を歩んで来られたということの証しなのでありましょう。映画の審査員をされた時のご経験やホームズの会を作られるようになったきっかけ、長く構想を温められ随分書きためられるという小説などに触れながら「自分自身の生を最も多く感じること」の大切さを、あるいは「生活の目標を人生の目的をもつこと」が人を絶望からすくいあげるのだということを先生は語られました。「人を愛し己の命を大切にすること」は「生きがい」ということの近くにある。よりよく生きること、美しく生きることによって人は「生きる意味」を実感できるようになるものなのだ。

またそのような時に「アイデンティティ」、つまり本当の自分はこのようなものだという達成感が実現されて来るという。何かを持っているから、またどのような役職にあるからというような、外側から付与される意味や価値？ によって自分を規定していくのではなく「自分の中にある種を育てて、自分らしい自分をつくりあげていく」という具合に、その「自分らしい自分であるから」自分だと内部から規定できることが大切であるという。職場の中で多くの人がそうして来たように一途に働きあげたとしても、たくさんの人がそのように働きあげてきたわけであり、それが達成されたと思った瞬間にその人は、おおくの彼のようになれる可能性を持った人と代替可能な存在になっている。ニーチェは「なぜ生きるかがわかっているならば、どんな生き方でもたいがい辛抱できる」と言っているという。なぜ生きるのかという自分自身の人生の目標をもっている人は、自分の職場でたまたま勝ち取った優位な位置を維持するために人を攻撃したり、お金を貯めることに夢中になったりはしない。またどこかの場所に逃避してしまうこともない。

「自分自身の世界をしっかりともち、人生をいかに楽しむかを知っている人間」になることが私たち自身を生かす上ではとても大切なのだろう。生きていく意味をもたらすもの、自分自身のうちにある可能性を伸ばしていく過程が人生なのだろう。人生のなかで人は自己を成長させ、実現していく。創造的に生きることによって人はその人なりの人になっていく。小林先生はマスローの自己実現する人の性格特徴を簡潔にまとめ、その要点は「あるがままに人間らしく生きる」ということにあるとされる。人はただ一人では存在し得ないだろう、プーバーの言うように「わたし」と「あなた」の関係の上であってはじめて人間たりうる。その関係を大切にすることのひとつのあらわれが「出会い」を大切にすることなのだと。

ご講演は人生の中でのさまざまな人との先生の出会いが綴れ織りの横糸のように織り込まれていたように思う。それがお話しをより味わいの深いものにしていった。縦糸として全体のお話しのなかで繰り返してお話されたことがエスペランティストの先生の人との出会い、経験であったと思う。広島原爆の惨状をエスペラントに訳したことをきっかけにしたブラジルの大統領との出会い。北欧を旅した折りのエスペラントが結んだドイツの貴重な本との出会い。そして今先生はこれからの人生をエスペランティストとして何が出来るかという面で考えられているという。まさに愛や出会いにささえられた先生の人生そのものが「生きがい」ということを考えるときの手引きになるのではないかそんな印象を与えられたご講演であった。

帰国生学級生徒による新聞研究発表

都立三田高校 大木 洋

1. 新聞研究発表 ねらい

一年間の授業も残り少なくなるシーズンであるが、果たして生徒たちの旺盛な好奇心、知的探求心をどこまで動かさせたか毎年反省させられる頃である。ここ数年、この期に新聞研究を取り入れている。夏休み頃全員が、新聞記事のなかから関心をもつテーマの一つを選び、そのテーマに関する記事を数ヶ月にわたって収集し、3学期の後半に発表し単位習得論文にまとめる学習である。テーマは冬休み頃変更する生徒もいるが、その辺は自由にしている。ここ数年間に生徒が選んだテーマの上位は、〈資料1〉のごとくである。米不足、阪神大震災、金融不安、連立政権、核実験、いじめ、住専等のテーマは上位をしめるが、ここ3年間社会を揺るがした事件だから当然ともいえる。又、環境、教育、医療等のテーマは毎年多い。

生徒が自ら関心をもつテーマを選択し、調査研究することは知識注入型と違って主体的な活動がベースとなり、結果としてよく理解でき楽しいものとなり、学び方も身につく学習である。研究成果を発表し、仲間と討論し論文にまとめる事でテーマの背後にある真実へ向かうことも可能である。情報化社会の雑多な情報の中から真実の情報を見抜く力量を身につける事は、情報教育の実践である。講義式授業の後で新聞研究発表と論文、作成のシーズンとなると多くの生徒が燃える。このことを年間授業にどう取り入れ活用するかは毎年課題である。

2 帰国生のいる学級における指導

今回公開授業：クラスには16名の帰国生がいる。帰国性は様々な長所と短所をもつが、そのよい点をいかに活用し一般生も含めたクラス全体の学習指導の向上に役立てる課題になっている。帰国生の長所としては、自分の主張をはっきりするとかいわれるが、一概にはいえないが個性的な生徒が多く、討論したり発表したりする機会を与えると活躍する。日頃一般生のかげに隠れている帰国生の長所を大いに発揮させ、又それに刺激され一般生視野を広げる学習へと発展できるのが新聞研究発表や論文、作成のような自主的な学習であると思っている。

3. 授業展開

今回の発表テーマは下記の8テーマであるが、多くが今進行形で社会を賑わせている問題であり、生徒は調査・研究し、発表・論文作製することが同時にニュースの読みかた、メディアへの接しかた、氾濫する情報から真実を見分ける方法などについて学ぶことができる。生徒は、例えば推理小説の謎解きの面白さのように、新聞記事・情報を継続して収集し追跡し分析することで、裏に隠された「知られたくない現代社会の真実」に辿り着き、問題の本質が理解でき分かる喜び、苦勞のしがいがあったことなどを感じる。

中学公民との繋がりとして、高校低学年に設置された、総合社会としての「現代社会」を中学公民とは違う視点で取り扱う一つの方法として新聞研究・発表・論文作製は有力な学習形態と思うが、公民科教科目標との関連で検討すべき課題もおおく、更に工夫する必要があると感じている。

	テ - マ		テ - マ
1	もんじゅ事故について	5	インターネットについて
2	日本とアメリカの学校の違いについて	6	日本とオランダの違いについて
3	HIV訴訟	7	核の現状について
4	PL法について	8	いじめについて

4. 感想

8人の生徒はそれぞれ真剣にテーマと格闘し、そこに隠された真実を暴きだしたと思うが、新聞研究学習の成果として翌年度授業の教材のヒントになるような事項を生徒におしえられる事がすくなからずある。授業当日、いじめ問題について質疑応答が2、3あったが、実は海外日本人学校におけるいじめは本国に勝るとも劣らない状況にあることなど、生徒の発表・論文を通して初めて分かった事であり教育相談活動に利用している。

<資料1> 新聞研究テーマ一覧(1993~1995)

対象生徒 450人

	テ - マ	生徒数
1	環境問題(自然破壊 ゴミ 温暖化等)	52
2	核問題(北朝鮮 仏核実験 もんじゅ事故等)	45
3	教育問題(いじめ 五日制 自殺 入試 差別他)	37
4	医療問題(薬害 脳死 エイズ 臓器移植 遺伝子他)	33
5	地震(阪神大震災他)	31

ヘーゲル思想と現代

哲学者 長谷川 宏

哲学ブームということが言われて、何か切実に自分なりの生き方を考えてみたいというものがあるような気がしています。自分は社会の中でどうやって生きていけばいいのか、どうすれば納得のできる生き方というのが可能だろうかというところで、孤立感や孤独感につながる感じがあるように思います。

ヨーロッパ近代では人間が個として生きる時の個に、内部からどうやって価値を補填していくかが重要な話になってきます。同時に、例えばヘーゲルも非常に強調するけれども、教養ということが重視される。人間が社会に生きていくためには、何らかの形で自分自身の存在が文明化されなければいけない。明治以降の日本が学んできたものは、そういう個人が自分の価値を自分で充填していくという方向とは必ずしもつながらない。充実させるのはその個々の人間じゃなきゃダメです。だからヨーロッパ近代でいうと内面性とか主体性とかはどうしても言わざるを得ない。

ところが個の充実をもってしてもなおかつ社会は充実した個を十二分に受け入れてくれない、という感じが19世紀の後半からいろんな形で起こってくる。ヘーゲルの図式でいうと個人が社会的な力を獲得していくのと、社会が個人の力をうまく取り取って集団自身に活気が与えられるようなものとして動くこととが、いろんな矛盾をはらみながらもお互い励ましあって社会もそれなりに進歩するし、その中で個人も充実感をもって一生を終えていくということが続いていく。それがそんなに結びついて調和がとれるようなものではないんじゃないかという意識が芽生えた。その時にヨーロッパの思想家はどういうふうに考えたかとなると、今我々が直面しているような自分さがしということが言われ、その中で直面しているような孤独については、ヨーロッパの現代思想ではその孤独は耐えるべきだというふうになる。孤独が解消されるような何かがあるというふうにはヨーロッパの思想ではならない。ヨーロッパの近代というものはただ単に思想だけじゃなくて個人が充実して強く生きていくというふうになって、それが現代世界になるとどうもうまくいかない。

思想の本筋としては社会の中でどうやって立っていくかということがあるんですけども、それ自身あまりにも大変だというのはヨーロッパでも感じられてることで、東洋思想に対する関心も東洋人は頑張って走ってない所もあるというところに自分たちが生きる道が模索できないかという感じがあるような気がするんです。だ

からこれから先のヨーロッパでも、本当にどうやってもう一回生き方を確立していくかというのは、非常に難しい問題をはらんでいるような気がします。

日本の近代を考えると、ヨーロッパが日本に意識される時には、その物質文明をできるだけ早く取り入れて、肩を並べなければ恐い敵でもあるわけです。ヨーロッパと張り合わなければ自分たちの国が失われるかもしれない。しかもお手本になるべきものはその敵の中にしかないという時に、個の確立とか個の充実とかが置き去りになるのは必然だと言っていいだろうと思うんです。日本の場合我々の感覚の中で個の確立と考える時に、歴史的な条件として整わないのは当然としても、人間の生き方、一種の生活上の美意識みたいなものとして、全体の方をはかっていくというようなことが基本的な生き方として一番今でもいいとされてるんじゃないか。だから、自分一人の考えとして何かを言うという、わがままでとかエゴイズムだとか自分勝手だとなって、全体のために非常に献身的にやるのが依然として美意識としてあるような感じがあるんですね。そういう点でいうと個の確立ということは非常に難しい条件があって、ヨーロッパ的な自由とか自治とかいうようなものによって、そんなにうまくクリアできるというようなものじゃなくて、そのいわば美意識のところにあるものがどういふふうに変容するかというのが非常に難しい。ただそういう意味でいうと、社会の構造みたいなものっていうのは、やっぱりそういう個の確立というようなものがまだなかなか我々の中では実感としてはわかりにくいところがあって、わかりきってるよというふうに思えないんです。こういう場面では例えばヘーゲルの場合大きな社会の構造でいうと家族と市民社会と国家というふうになるんですけども、どういふふうにそれが取り出されてきてある種の安定した位置が与えられるのか、というのは今でも自分たちのものを歴史的に問えていない部分を考える上では非常に意味があるという感じがしています。

日本の社会は制度的なものとしていうと平等性はかなり形の上で確立されているという気がするんですね。大体お互い皆同じであろうという感じというのは、非常に歴史的な条件として日本にあって、だからそういうものと個の充実というところとうまく重なりあうと、これはそれで非常に新しい風通しのよい社会というのも可能性があるんじゃないかという感じがしています。世の中を見る時ヘーゲルを一つの尺度としてみると、日本の近代化そのものはある前進の風景があるような気がして、それが実際の息苦しさとは別のものとして何か評価できるんじゃないかという感じがしています。

(文責・都立練馬高校 渡辺安則)

私 と 倫 社

都立両国高校 坂本清治

私もこの3月で高等学校での教師としての定年になります。振り返ってみますと、私にとって倫社というのは非常に幸せであったというふうに思っているわけです。それで私と倫社というテーマにしたわけです。

私が就職したのが昭和34年で、そのころ倫社という科目はありませんでした。私は国語で採用して頂いて三宅高校では国語と書道を教えたんですけども、三宅から上陸して瑞穂農芸に勤務しているときに倫社ができて、新設校の小岩高校に倫社で異動していった。そして自分が学生時代から興味を持っていたものを飯の種にできると、これは本当に気持ちが高まった。それからずっと倫社の先生という形で、自分にとってはたいへん幸せであったと思っています。

白鷺高校にいました時に事務局を担当させて頂いて、鎌倉見学をやりました。円覚寺を見学させてもらおうということでお尋ねしたんですけども、丁度接心の最中で、許可をもらわないと講堂の中に入れません。そこで2時間ぐらい話をして、許可をもらった。この時私はもう汗みどろで、是非ここへ来たいんだということを言ったという、そんなことも記憶にあります。それも都倫研の中でそういうことをやらせて頂けたおかげだというふうに思っている。

両国高校では生徒むけに三高教室というのを毎年2回発行しています。そしてそこに校長が書くことになっておりまして、昨年の分と今年の方を、私が生徒に語りたのはこんなことだったということで、配らせて頂きました。本当は個聖を取り上げたいと思ったんですが、一番最初に『風姿花伝』を取り上げました。『風姿花伝』の中で花は折々の花でしかない、完全な花というのはいつの時代にもない、折々の花であっていい。じゃどうやって花を咲かせるかといったら、すべて因果の花なんだ。因がなくて果としての花はないんだということを子供たちに話しかけたいと、取り上げたわけです。そして相田みつおさんの「にんげんだもの」から、花というのは誰かに見せようと思って咲くんじゃない、自分で精一杯自分で咲くんだということをつけて、子供たち一人一人に、人に見せるんじゃないで自分が精一杯そこで咲いて欲しいということで取り上げました。

それから、お経の本、特に縁起っていうことに引っかけて般若心経の一部を引用

しながら取り上げたのです。私は家が浄土真宗なものですから、仏教にはちょっと興味があると、そういうことで書いたんです。

私が一番興味を持ったのが3番目に取り上げた、イエスを裏切った12人の弟子達についてのことです。ユダの他の11人の弟子達は、イエスにどこまでもあなたと共にいきますと言って、一人も結局名乗りをあげなかった。ある意味ではイエスを本当に裏切っていた、と思っているんです。そんな11人の弟子達が、なんであんな激しい伝道ができたんだろうかということを、倫社でイエスのところを取り上げるたびに思っていたんです。私の中で結論が出るわけじゃありませんけども、イエスと共に生活していたときにこの12人の弟子達はイエスを自分たちとは違う特別な人間だと思っていただろうか。おそらく審判の時にも特別な人だから死ぬわけがないという思いもあったのかもしれない。しかし、何の奇跡も起こらなかった。弟子達のショックはものすごく大きかったんじゃないか。やっぱりあの人は特別な人じゃなかった。そういう人があれだけのことをしたということ、つまりそれがこの弟子たちがイエスの後を同じように歩いていく力になったんじゃないか。つまりイエスを神の子としたからじゃなくて人の子イエスがあれをなしたってことが、その11人の弟子達が伝道活動していく時に、それこそキリストとして伝道していったんじゃないかというふうに私は思っています。もちろんキリスト教の教義とは全く違うわけですけども、そういうふうに思えてならない。

それからもう一つは、ディベートというのが最近よく言われて、それを授業で活用する方がだいぶいると聞いてます。私はそれについて本当にそれでいいんだろうかということがあって、多数決で決まるんじゃないんだというものがあれば、このディベートはやっていかないといけないんだろうけども、我々の社会でみれば、多数決が最終的に判断する仕方である。そうだとした時に本当にディベートをもっと取り入れてその技術を身に付けるというのはどうなるんだろうか。そこでちょっと倫社のことに引っかけてですね、この詭弁の話とソクラテスが有罪になったこととを取り上げて子供たちに読んでもらいたいというふうにしたわけです。

私は10年ぐらいいも授業から、そして都倫研からも全く離れていて、都倫研の先生方に何かお話しする材料を持っていない。しかし、恒例でということでしたので、話の種に三高教室に書いたものをお見せして、その責を果たしたということでお話し願いたいというふうに思っています。

(文責・都立練馬高校 渡辺安則)

第一分科会 報告

都立北園高校 町田 紳

● 第1回 ●

日 時 6月23日(金) 午後6時～9時
場 所 都立北園高校
テ ー マ 公正としての正義
テキスト J.ロールズ『公正としての正義』木鐸社
レポーター 町田紳先生(北園高校)
出席者 岡田(墨田工業) 佐良土(田園調布) 多田(小石川)
町田(北園) 山本(玉川) 渡辺(練馬)

ロールズの道徳原則について説明があり、それが「最も不遇な状況にある人の利益の最大化」「平等な自由」と「機会の均等」という三つの命題の形にまとめあげられた。彼の理論がアファーマティブアクション(差別撤廃措置)の基礎になっているという指摘があり、そのことをめぐってさかんな論議が行われた。その過程のなかで彼の理論の問題点があぶり出されていくこととなった。はたして「機会の平等」と「結果の平等」がはっきり区別されているか? 「格差原理」によってはたして分配が正当になされるのかどうか? 更に、どの状況の不平等が不利益かがあるまいではないか? 「自由」概念というものがいったい何なのか曖昧ではないか? という問題点が指摘された。なお、今後もロールズの『公正としての正義』を継続して研究していくということがこの回に確認された。

● 第2回 ●

日 時 10月6日(金) 午後6時～9時
場 所 都立玉川高校
テ ー マ 『公正としての正義』の「憲法上の自由と正義の概念」について
テキスト J.ロールズ『公正としての正義』木鐸社
レポーター 山本正先生(玉川高校)
出席者 町田(北園) 山本(玉川) 渡辺(練馬)

まず山本先生からロールズの正義の前提知識について明白にされた。この章では正義が政治的社会的諸制度の多くの特性の一つに過ぎないと定義される。正義は、ある制度に適用されると恣意的差別を除久し、競合する諸要求間に適切な均衡・釣

り合いを構造内で確立することを要請する。自由な社会において、正義の概念は、憲法上の基本的自由の基礎に関する共通の公的相互理解の為の最も合理的基礎である。そして正義の諸原理は制度・共同活動が満たすべき諸制約を明確に規定する。つまりこの制約が満たされていれば、その結果生じる分配はどのようなものであれ、正義にかなっていると言える（手続き上の正義）。この場合の正義は一般的諸原理である。山本先生から合理性、原初状態について理解が困難であり不自然であるという指摘がされた。また原初状態はヒュームのいうように fictitious entities (仮想的実体) なのかについても議論があった。ロールズ思想が political correctness, affirmative action の理論的基盤になりえているのではないか？ また彼はアメリカ社会の政治的問題を考慮し、憲法上の正義を理想的に述べ、論争を避けたのではないかという問題提言もあった。人間の活動の可能性を保証する基準としての自由をフィールド（場）としてとらえ、それが傾かないように正義によって支えている。それが他のフィールドを侵害しないという条件の下において正義といえるのだ。アメリカ社会の没歴史的性、人工性が彼の理論に反映されているのではないか。このようにロールズ思想性についての価値の是非について疑問はかなりあったが人間を自由かつ平等な道徳的人格としてとらえその合意を通して秩序ある社会の正義原理を探究していく姿勢はこの章を通じて感じられるということになった。

● 第3回 ●

日 時 12月8日(金) 午後2時30分～
場 所 東京芸術劇場会議室
テ ー マ VI章「正義感覚」
テキスト J.ロールズ『公正としての正義』木鐸社
レポーター 渡辺安則先生（練馬高校）
出席者 仲（小松川） 山本（玉川） 渡辺（練馬） 町田（北園）

VI章「正義感覚」について輪読した。ルソーの言う「正義感覚」は我々の原初的な性向の自然な所産であるとロールズは主張するが、これが真であるとすればそれを説明する為に心理学的解釈がある。彼はこれを正義感覚の体系的分析の際に生ずる二つの問題を考察するために使用する。二つの問題とは、(1)正義の責務を誰に対して負うものであるか？ (2)人々が正義の要求することを行うのはどのように説明されるのか？ である。(1)に対する回答は正義の義務は正義感覚を持つ能力のある人々に対して負うということ。(2)に対する回答は人々が正義の要求することを行わ

ねば人間性のある本質的諸要素を欠いているという事である。彼はどのようにしたら正義感覚を一度の自然的発達の結果として見る事ができるか提言している。だが参加者から正義感覚を無条件に断定する事よりも自然の情を持った人間を育てる事が大事である指摘があった。自然の情の育成をはずすと fictitious になってしまうということである。彼は道徳的感情が入っている正義を考察したがこれはヨーロッパ的ではないのではないかという主張もあった。

● 第4回 ●

日 時	2月5日(月) 午後6時～9時
場 所	都立玉川高校
テ ー マ	V章「市民的不服従の正当化」
テキスト	J.ロールズ『公正としての正義』木鐸社
レポーター	仲信之先生(小松川高校)
出席者	岡田(墨田工業) 山本(玉川) 功刀(八王子東養護) 町田(北園)

V章について輪読した。ロールズはこの章で、①立憲民主制下における市民的不服従の根拠と、②合法的に樹立された民主的権威に対して市民的不服従によって適切な抵抗を成しうる条件について述べた。市民的不服従は多数者の正義感覚に訴えて措置の再考を促し社会的協同の条件が尊重されていない事を警告する政治的行為である。社会的制度の2つの主要な特性は正義と効率である。効率とはその充足が全ての人々の利益になるような社会的条件と目的に対する制度の有効性である。そして、社会的取り決めが合致していなければならない原理として正義の原理を挙げている。彼は社会契約説に基づいて、原初状態において選択されるであろう原理に合致しているか否かが、社会的取り決めが正義にかなっているか否かに直結すると言及している。さて多数決原理によって正義にかなった憲法の下においても正義に反した法律が可決され正義に反した政策が実施されうると言っている。そして、条件さえ許せば正義の原理に訴えて正義に反した法律に対抗することが可能であると述べている。その後市民的不服従の正当化される場合について論じている。ところで参加者からは、まずロールズは市民をどう定義しているのか曖昧である。人口国家アメリカにとって、憲法は絶対的なものであり、不服従の限界点がアメリカ市民には存在するのでは？ 市場に悪影響を与えない程度の平等(社会制度)を正義としてロールズは考えているのではないかというさまざまな指摘があった。

第2分科会 報告

都立青梅東高校 本間恒男

●第1回●

日 時 7月4日(火) 午後6時～9時 場 所 都立玉川高校

テ ー マ 「同性愛の差別について — フーコーの権力論から考える」

テキスト ミシェル＝フーコー『性の歴史 I 知への意志』

レポーター 本間恒男(青梅東高校)

参加者 田久(台東商業) 紺野(正則) 三森(赤羽商業)

渡辺(練馬) 功刀(八王子東養護) 山本(玉川)

同性愛についての対応が、アメリカと日本で大きく異なることに疑問をもったことから、この問題をフーコーを手掛かりに考えてみようということで分科会のテーマとなった。差別は残りつつも、アメリカでは同性愛に対する差別をなくしていこうとする企業の努力や行政の働き、立法措置がとられている。精神医学でも異常扱いの見直しが進み、科学研究の場では同性愛の原因を遺伝子に求めようとする研究がさかんである。しかし、日本ではいまだタブー扱いがされている。

フーコーによれば、性の問題は、権力が抑圧するものではなく、それを通じて権力を行使するものである、という。むしろ権力は、性に関する言説を増大させるよう煽動してきたという。その中で権力は人を規制し、真理を作り上げ、異常というものを生みだしてきたといえよう。(教師と生徒の関係もその意味でまさに権力関係であることに気付かなくてはならない…)人間関係・人間存在の回復をめざして、私達は常識を疑い、不必要なタブーを打ち破る必要があるのではないだろうか、という報告がなされた。

参加者からは、タブーを壊したあとはどうするのか、あるべき社会の姿を考えなくてはいけないのではないか、という意見や、性行動の範囲は広いのに、狭く考えてしまうのは権力の影響ではないかという意見、「なぜ」そうなってしまったのか考えさせることによって、人間の生き方を考えるきっかけになるのではという指摘がなされた。フーコーも、最後は生存の美学といういわば道徳にもどった、という指摘は、私たちに深い示唆をあたえているように思える。

●第2回●

日 時 9月5日(火) 午後6時～9時 場 所 都立台東商業高校

テーマ 「将来の情報化社会をめぐる状況と問題点」

テキスト マクルーハン『メディア論』

レポーター 田久仁先生（台東商業）

出席者 紺野（正則） 三森（赤羽商業） 渡辺（練馬）
山本（玉川） 功刀（八王子東養護） 本間（青梅東）

「メディアはメッセージである」というマクルーハンの言葉を核に、情報化社会における人間の在り方・生き方とその指導法を考えようという意図で分科会の報告がなされた。インターネットの普及や、アメリカにおける情報スーパーハイウェイ構想、バーチャル・リアリティー（仮想現実）など、マルチメディア社会の現実と問題点などを報告して頂いた。倫理的問題としては、①近代的「個」の変容 ～ 個の独創性が減退する、②文化の変容 ～ 少数者（民族）が保護される一方で、文化の力関係が生じる、③モラルティの問題 ～ ハッカー、人権・プライバシーの侵害、有毒物質の製造法の流布、—などが指摘された。マクルーハンの言葉は、メディアの発達により、人間の機能を拡大し、全く新しい人間環境を作る、ということの意味する。そうすると人間の本質も変わってくるのではないか、という意見が参加者からだされた。便利で貴重な情報があふれるとなると、その情報の発信者 — 情報にアクセスするもの — アクセスできないもの、という分離がおり、あらたな人間の階層を作りだすのではないか…。他方、「では、人間の主体性はどうなるのか」という疑問も参加者から出された。また、バーチャル・リアリティーの出現によって、「現実」という言葉の意味もかわらざる得ないのではないか。実際に「現実感」というものは昔と比べて大きく違っている。「善悪」というものも変わってくるし、その中で幸せ・生きがいなどをどのように感じることができ、感じさせられるのだろうか、という喚起もなされた。

来るべき社会、その中で人間の在り方・生き方の再考が迫られているという気がしたのは私だけでなからう。

● 第3回 ●

日時 12月8日（金）午後5時～6時 場所 東京芸術劇場

テキスト マルチン＝ルーサー＝キング『良心のトランペット』

レポーター 岡田信昭先生（調布北）

出席者 黒須（竹台） 功刀（八王子東養護） 田久（台東商業） 本間（青梅東）
キング牧師の非暴力思想を、彼の著書から学んでいこうということで、『良心の

『トランペット』を丁寧に要約したレジュメをもとに、岡田先生より報告があった。ベトナム戦争を契機に、それが黒答の解放・非暴力思想を無意味にしてしまうものであることに気付いたキング牧師は、ベトナム反戦運動に身を投じる。アメリカの被差別層である黒人がアメリカの常識に挑戦するようなこの行為を、彼は「価値革命」と呼ぶ。非暴力思想とは、目的と方法が一貫しているものだ、と彼は言う。平和の為に暴力が必要だというパラドクスに対抗し、平和の為に平和的手段なのである。その思想の根底にはアガペの思想があり、「すべての人間の生命は神聖である」という考えがある。キング牧師はわかりやすい言葉で明快にその思想を語りかける。マスコミや白人に対してアピールしながら、自分の思想を展開し、実践するなかで、黒人の解放をめざしたのである。いまだに合法・非合法を問わず暴力がはびこる世の中で、彼の思想は輝き、教材とすることによって、生徒に訴えかける熱いものがあるのではないかと、という感想が参加者から述べられた。

● 第4回 ●

日 時 2月23日(金) 午後6時半～9時 場 所 都立玉川高校
テキスト 柳宗悦『新編 美の法門』「仏教美学の悲願」岩波文庫
レポーター 功刀幸彦先生(八王子東養護)
出席者 田久(台東商業) 紺野(正則) 三森(赤羽商業) 佐良土(田園調布)
古賀(国府台) 葦名(富士)・山本(玉川)・本間(青梅東)

功刀先生のモリスへの関心から、日本に目を向けて、民芸運動で名高い柳宗悦の思想を見ていこうというきっかけではじまった。宗悦は美体験をもとにして仏教思想に基づく仏教美学を確立せんとした。西洋の個人主義的な美思想ではなく、無銘の美を見直し、美の領域を民衆に広める。自力の天才道ではなく、他力の庶民道に価値をおき、実用的な工芸品の中に美を見いだす(例えば雑器の益子の土瓶の絵は普通の人によって無心に何回も何回も描かれたもので、そこに美を感じる)。すなわちあらゆる相対性を越えた、「平常美」「無事美」ということを主張する。

参加者の中では議論が百出した。いわく、信仰的なものがなければ美はない……美はあるのではなくて出会うものである……無銘性と美は関係がないのではないかと、等々。さらには、美の社会性を考えれば、価値は権力によって作られることがあるし、権威化されるものだから、宗悦だけでは政治化されている状況は論じきれないのではないかと、という指摘もなされた。久々に議論がエキサイトし、ここにその全てが報告できないのが残念である。

第3分科会 報告

都立竹台高校 黒須 伸之

● 第1回 ●

日 時 6月15日(木) 午後6時～9時
場 所 都立竹台高校
テ ー マ 「琉球・沖縄史をどう教えるか — 琉球記述にみる日本史教
書の諸問題、国民国家「ニホン」の相対化のために —」
レポーター ましこひでのり先生(和光大学)
出席者 ましこ(和光大学) 廣末(北野) 坂口(農産) 黒須(竹台)
大宮(竹台) 岡田(墨田工業) 古賀(国府台女子学院)

ましこ先生はおもに日本社会学会、教育社会学会等で活躍されている研究者です
が、この報告会では高校の教育現場で一般的に使われている歴史教科書を題材にし
て歴史教育の相対的なとらえ方の必要性、いままでの歴史教育と国家政策の関係、
中央史と地方史の関係などを浮き彫りにする報告がなされた。

テキストとして用いたのは、スタンダードな日本史の教科書として山川の「日本
史教科書」、地方史の教科書の例として「高等学校 琉球・沖縄史」(新城俊昭)で
あった。琉球・沖縄は日本国内でも特殊性の強い歴史をもった地域であり、その地
域史と中央史を比較してみると、政治史中心主義的な中央史をみるだけでは見落と
されるさまざまな問題が見えてくる。

特に沖縄についてはもともと独立国であったものが、一方的に日本政府によって
日本国の一部に組み込まれた経緯があり、中央史との認識の違いが対照的である。
国際化への対応が急務である今日において「ニホン」社会を相対的してみることの
大切さが実感される報告であった。

● 第2回 ●

日 時 7月1日 午後3時～5時
場 所 東京軽術劇場小会議室
テ ー マ 「日本の漁業をどう教えるか — 千葉県木更津市の事例より —」
レポーター 福田恵一先生(羽村第二中)
出席者 福田 羽村第二中 古賀 国府台女子学院) 坂口(農産)
廣末(北野) 吹矢(高円寺中) 山本(玉川) 黒須(竹台)

福田先生は地場産業や地域研究に造詣が深く、旅のエッセイで最優秀賞を受賞さ
れるなど各方面で活躍されている方ですが、この報告では平成7年に都立教育研究

所でなされた木更津市地域調査での研究のなかから漁業に関するものを取りあげ、東京湾に見られる現状を説明していただいた。

東京湾を舞台とする漁業というイメージが不明確なのであるが、実際には高級水産物の生産地となっている。また海苔生産などに代表される sea farming の人類史上最初の生産地となった意味あいも持っている。この身近な地域の地味な産業をみることで逆に近代産業の現状を理解することにつながる。

福田先生の報告で特筆すべきことの一つは、常に足で集めた情報を授業に生かすことで話が楽しく分かりやすいことであり、もう一つはビデオ、地図、図表、モデルなどのヴィジュアル教材の生かし方の旨さである。授業展開技法とともに、先生の授業にかける情熱というものが最も勉強になった報告会であった。

● 第3回 ●

日 時 9月8日 午後6時～9時
場 所 都立竹台高校
テ ー マ 「日本の農業をどう教えるか ―温州みかんの生産を事例として―」
レポーター 多田統一先生（都立小石川高校定）
出席者 多田（小石川） 黒須（竹台） 廣末（北野） 山本（玉川）
渡辺（練馬）

多田先生は本研究会のみならず人類学、地理学など広く活躍されている方ですが今回の報告では、先生が研究されている徳島県阿南市の柑橘農園を題材として、日本農業の実情ということについて報告をしていただいた。

テキストとしてもちいた資料は先生の書かれた「柑橘園地再編対策と農家の対応―徳島県阿南市三倉集落の実態を通じて」（法政人類学 No.47 1991）である。

農業を観察していくと、関連する社会・経済・政治状況が具体的に関連していることが、いろいろと理解できる。農家、農協、農業政策、生産効率の問題、工業との関わり、国際的な農業経済状況との関わりなど「ミカン」を通して具体的な経済状況を理解することのできた報告会となった。

● 第4回 ●

日 時 12月11日 午後3時～6時
場 所 都立国分寺高校
テ ー マ 「ヴィジュアル教材を用いてどう教えるか
―感性を刺激して論理的・抽象的思考を引き出す―」
レポーター 大谷いづみ先生（都立国分寺高校）
出席者 大谷（国分寺） 廣末（北野） 黒須（竹台） 山本（玉川）
原田（清瀬） 坂口（農産） 増淵（千歳）

大谷先生はテーマ学習の第一人者として知られていますが、今回の報告では先生が実践されているヴィジュアル教材（主として映画資料）を用いていかにして、また、どこまで論理的思考を引き出せるかという報告をしていただいた。

教材はウィリアム・ゴールディング原材の映画「蠅の王」であり、無人島に漂着した子供たちのグループ間の対立などに描かれたお話し、その背後に隠されたテーマである人間とそれを越えた「聖と邪」などがテーマとなる。人間の心の持つ深い問題にいかにかアクセスするか、が目標である。

ヴィジュアル教材を見せたあとに、それに対する感想文を書かせ、これを教材にするという手法がとられる。生徒の感想文は全員のをワープロでうちなおし、一冊の感想集となる。この資料を授業に間に合わせるために、連日の徹夜作業が必要となるが、生徒の主体的な生き方・あり方を確立するためには、もっとも有効な手法であるということが強く感じられる報告であった。

● 第5回 ●

日 時	1月19日	午後6時～9時
場 所	筑波大学附属高校	
テ ー マ	「福祉思想史をどう教えるか」	
レポーター	斉藤規先生（筑波大学附属高校）	
出 席 者	斉藤（筑波大学附属） 廣末（北野） 黒須（竹台） 山本（玉川） 増淵（千歳）	

斉藤先生は現在の「倫理」という科目が形成されてきた今日までのながれについて、その歴史のあるいは人脈的資料を長期に渡って募集・研究をされてきました。科目としての「倫理」が現在のような形に形成されてくるまでには、「一般社会」であるとか「倫理・社会」といった流れの背景をもっているが、そうした科目が実施されてきたことについては、その時代の社会的要請などがあつた。

ギリシア古典思想、キリスト教、社会契約説、ドイツ理想主義哲学、実存主義、社会主義といった「日本のエトスにないもの」を導入するにあたって、科目構成の作成を行った人々が当時、どのような意見をもっていたか。また、日本思想史を扱うときに出てくる聖徳太子、日蓮、道元、親鸞、福沢、内村、三木といった人々がなぜピックアップされたのかということについて、人脈的視点からの分析も含めてみてみるとその意味がわかる。逆に「福祉」という基準でピックアップされた思想家をみると行基などは、注目されるべきことになる。

この報告は、分科会レヴェルでの報告を越えており、かなり重要な意味をもつものであるということが実感された。

VI 特集「新課程における『現代社会』の教材化の工夫」

より楽しい「調べ学習」

私立・玉川聖学院 幸田 雅夫

はじめに

「公民科」の学習の中で、調べ学習をする時は多いように思う。調べ学習は興味が無い生徒にとって苦痛な作業ではあるが、いったん興味を持ち出すととことん調べたくなるものだ。「調べること」がいかに必要不可欠なものなのかを授業の中で体験させることは生徒を参加させている授業でもある。発表学習、ディベートなどでは「下調べ」をしないと効果が上がらない。

しかし、人数が多かったりすると、どうしても行動に移せないところがある。今回ここで紹介させていただいたのは、人数が少なかったから学習効果があったと思われるが、しかし、やり方次第では多少人数が多くてもできる。

また、この学習のさいに「図書室の利用」を何度か実施したが、図書館の司書の先生に協力を依頼したのが効果的であった。図書館学習では本が不足してしまう事態も起きるが、意外な展開を示すことがある。自分が知らなかった本などが増える。調べ学習は楽しいものだと感じる。

本校では高校2年生の選択授業で「選択社会」というのがあり、この教科での実践を通して感じたことを、まとめさせていただく。

1. 生徒のニーズをいかに引き出すか

「今年勉強してみたいこと、授業でやってみたいこと」を一番最初の授業の時にアンケート形式で記載してもらっている。そのアンケートをもとに、「このようなことならばできそうだ。」ということを生徒に発表。生徒たちのニーズに合ったものを選んでいく。

新聞記事を授業に使い、生徒にも1年間に一人1回は新聞記事を読み、それについての要約、コメントをしてもらっている。アップ・トゥ・デートなものを発表し、みんなからの質問などを受ける。生徒はその問題について、月曜日の朝（授業は時間割の関係で金曜日であった）にテーマに合った小論文を提出をしてもらう。これが毎週であったら、こちらの方も悲鳴をあげているが、2週間に1回ぐらいの割合なので、何とか、次の時間にはコメントをして、返却することができる。字数につ

いては最初は400字、徐々に伸び、600字から800字まで書かせた。

生徒達はどのような記事に興味を持つのか、興味深かった。週休2日、高校生の薬物の使用、餓装結婚、「もったいない」感覚、いじめ、死刑廃止、をはじめさまざまな問題が出された。スピーチの時間は3分間。生徒が、自分の考え方を率直に述べ、まとめるというのが苦痛である。高1の時にこのようなことは本校の授業の総合科「人間学」の授業で経験してきているので、スムーズに運ばれる。他の授業にない楽しさがあったようで、本音を述べてしまうことがしばしばあった。やってみたい、知りたいという気持ちが強くなれば成功だろう。

2. 図書室での学習

「今年の学院祭で何か発表をしよう。それをもとに、夏までの間は学習しよう。」ということになった。選択だからこそできることで、カリキュラム通りではこのようにはいかないかも知れなかった。家庭科でも触れたことがある「輸入食品」について調べて発表をする事になった。

まず最初にやったのは、図書室の先生と予め調べていた本を授業の時に紹介した。興味持った本を読み、読んでもらって、概略をレポートしてもらった。B5版の用紙を使い、担当した本を読んでもらった。整理するにはB6の用紙の方が良かったように思われた。一人ですべての本を網羅しようとするのは大変なことだが、生徒に読んでもらって、コメントをしてもらい、それをチェックするのは能率的である。使えそうな部分を記録しておいてもらうとわかりやすい。

図書室では、何冊か雑誌をとっているが、それらの雑誌の記事の中にも、参考になるものがある。「月刊保健」「新聞ダイジェスト」「暮らしの手帳」「たしかな目」などは役にたった。目的を持って雑誌をめくると記事の見方もおのずから変わってくる。そこでまた意外な発見がある。

3. 見学会、アンケート調査

生徒達に調べさせた本の中に「全税関労組行政問題研究会」が編集したものがあつた。さっそく「全税関労組行政問題研究会」に電話をかけ、横浜港を案内していただくことになった。親切に数々の説明をして下さった。仕事を半日休んでまでもおつきあいしてくださった。ボランティアで説明をして下さり、横浜港と本牧埠頭を見学した。

特にショックだったのは、塩蔵野菜、中国から、きのこや山菜が塩漬けで送られてくるその実物である。箱から塩が浸み出ているキュウリの塩蔵などはキュウリは

コンビニなどでおなじみの弁当のご飯の上に堂々と乗っているあの漬物である。国産ではなく、中国からの輸入品であるということを多くの人は知らない。こういったものが野積みになっていた。樽に入った塩蔵野菜はトラックなどで長野県などに輸送され、塩が抜かれ、ちょうどよい塩加減にされ「山菜そば」の上に長野県産として乗っている。土産物としてよく売り出されているたまり漬けなども輸入品である。あまりにも、身の回りにこのようなものが多すぎて、「国産品」を見つけるのが本当に難しい昨今となっている。

安いアイスクリームなどが販売され、話題となった。「なぜ、そんなに安くできるのか」を大手のスーパーマーケットに生徒がアンケートを送ったところ、たいへん親切で分かりやすい解答がFAXで送られてきた。食べることしか興味がなかった生徒でも「なぜ安いのか」といった問題は気になる。消費者は1円でも安いものに注目する。

現在はインターネットなどに加入している方も多いので、このような情報は、すぐにメールで送ってもらえるのかも知れない。FAXで送られてきている情報は、他の授業でも「耳よりな方法」で生徒に伝えられそうだ。情報をいかに見つけるか、今後の情報源としてはネットワークが重要な役割をはたしていく時代がまもなく到達しそうだ。なお、アンケートは前もって、連絡をしてから送付したのだったが、答えてくれなかった会社もあった。

4. 共通図書館の読書

1クラスとなると、その読書感想を見るのは時間をたいへん費やすことになる。この授業では全員に「沈黙の春」を読書させた。環境問題を扱った古典的な本ではあるが、レイチェル・カーソンがだいぶ前から警告していたことを知らせてくれた。方法としては章ごとに200字程度の要約をまとめ、最後に600字から800字の感想を書かせた。章ごとにまとめると、章に何が書いてあったのかがよくわかる。生態系の中での輸入食糧問題として考えたかったので「沈黙の春」を選んだ。読書感想文を授業の時に活かして、章ごとに担当者を決め、問題点などを発表させた。また、どのような感想を持ったのかを発表させた。

一応、課題の方は一生懸命読んでくれた。「沈黙の春」を取り上げたのは環境問題が今の問題ではなく昔の予言をしていた人がいたことを知ってもらいたかった。共通図書館があるとそこで心が打ち解けるような気がした。レイチェル・カーソンという人物をいしきしてもらっただけでも効果があった。

5. 「学院祭」での発表

輸入食品についての発表は自分達の調べたことをまとめさせた。限定版のパンフレットを制作することになった。一人ワープロで1ページの割合でまとめた。

「ワープロ」を使わせたのはよかった。生徒にとってはワープロを使いこなせない生徒もいたはずであったが「何としてでもワープロ原稿で持ってくる」としたために、友達に打ってもらった生徒もみられた。

「全税関労組行政問題研究会」よりパネル、また資料を提供していただいた。バナナも頂戴し、多大な援助をいただいたことは感謝であった。世話役の生徒達も誠意を尽くしまとめてくれた。半教室のスペースなので大した発表ではないが、わずかばかりの期間でまとめたことをお客様にも発表できた。お忙しい時間の間を見計らって「全税関労組行政問題研究会」の高野さんが見にいらして下さった。生徒たちとは見学会で会ったいたので親しみを感じながら話していた。楽しみながら、学院祭の発表ができたのは本当に最高の思い出ではなкаろうか。「やらされる」となると生徒たちは抵抗するかもしれないが、ニーズを引き出し「これをやらなくては」と思うと違ってくるものだ。

おわりに

自分たちの学習したことが何らかの形で発表できるというのは、「やりがい」を感じるものではなからうか。生徒たちが発表することができる場というのは、限られたところしかない。その限られたチャンスをいかに真剣にしかも楽しくその気にさせることが重大なことではなからうか。

授業の内容を文化祭などの発表の場で試すのは効果的である。授業の内容を他の人たちに知っていただくチャンスというのはそう何度もない。楽しみながら調べ学習ができれば最高である。文化祭の担当の生徒たちが何人かいたにもかかわらず結構楽しんでやっていたことが一番の収穫であった。

生徒自身の自覚と行動を促す 「環境学習」の試み

都立農産高校 坂口克彦

1. 「知識の習得」段階からの脱却を求めて

環境問題の学習は、既に旧課程社会科の中でも強調されていたものであり、教科書でも頻繁にとりあげられ、筆者自身も例年のようにこの分野の講義を続けていた。

しかし教科書を中心に、特に地球環境問題などを講義していると、生徒たちは確かに「大変なことだ」という感想をもらすが、それが「知識の習得」という段階で収束してしまい、そこまでで生徒自身の動きは止まってしまう傾向が見られた。

そこで筆者は数年前から、少しでも環境問題を生徒に実感させやすくしようと、「東京のゴミ問題」を取り上げる実践をおこなった。

この結果、この教材化は生徒にとってやや身近になった分、その反応はかなり向上がみられたが、結局は教科書を中心とした学習の時と同じく、「知識事項を増やすという作業を生徒に行わせただけに過ぎなかったのではないか」という結論に達さざるを得なかった。

平成6年度に新教育課程が導入され、公民科「現代社会」が登場したが、その中では特に作業的な学習の必要性が強調されている。

そこで筆者は、この新教育課程の精神にのっとりつつ、従来は不十分であった「生徒自身の自覚と行動を喚起する教材化」を目指すこととした。

つまり、環境問題を生徒自身が自分の問題として認識でき、かつ、それからの行動に影響を与えることのできるような素材を選び、その教材化が図れないかを模索することとしたのである。

2. 「自覚と行動」を喚起するには

従来、筆者の講義していた「東京のゴミ問題」実践では、東京という身近な地域を取り上げてゴミ処理場の問題やリサイクルなどについて触れていたものの、事例紹介と問題提起まででとどまってしまったという弱点があった。

確かにリサイクルについては、ビン・カンなどの実物事例を用いつつ講義を展開するという「実物教授的教授法」が可能になった訳だし、東京という場所は生徒の生活空間であり、そのゴミ処理については本来生徒自身を取り巻いている問題のはずであったのだが、これらの諸問題はあまりにも大きな所で動いていて、生徒自身

にはその姿は見えにくかったのである。したがって、生徒には「実感」というよりはむしろ「知識」という形でインプットされてしまったのであろう。

環境問題が、単なる知識としてではなく、生徒自身の問題として自覚され、以後の自らの行動に結び付いてゆくような結果をもたらす教材化を目指すための素材の条件として、筆者は次の3つを考えた。

- ① 生徒自らがさわれたり、体験できるものであること。
- ② 講義が終了しても、生徒にとって日常的に目に触れるものであること
- ③ 生徒にとって親しみ深い、あるいは盛り上がることのできるものであること。

これらのような条件に適合するものとして筆者が選定したものは、「校内のゴミの分別問題」であった。

方法としては、学校内に置かれている「燃えるもの」、「燃えないもの」、「カン・ビンなどの資源ゴミ」という3つに分けられているゴミ箱(クラス・廊下)を巡り、その分別がうまくできているかどうかを採点してゆくという、教室を出てのオリエンテーリング的な実習方式をとることとした。

リサイクル問題とも絡めて校内のゴミについて着目すること、また自らの目でゴミ箱を確認してゆくという点で、まず第①の条件はクリアしていると言える。

また、ゴミ箱は当然ずっと設置されているものであるから、授業時間のみで終わってしまうということのない点で、第②の条件に適するといえよう。

さらに、一斉講義式でない特別な授業形態をとる点や、クラスごとに分別状況を採点してゆくという方式によるクラス対抗的要素は、生徒たちを盛り上げる作用を持つと考えられ、その点で第③の条件に当てはまるであろう。

3. 「校内ゴミ分別」学習の方法

【環境学習の流れ】

- (1) 地球環境問題とは …… 教科書による学習 (配当時間 4 時間)
- (2) 日本の公害問題 …… 教科書・VTR (配当時間 1 時間)
- (3) 東京のゴミ問題 …… 東京都清掃局パンフレット・雑誌記事
(配当時間 2 時間)
- (4) 校内のゴミ分別 …… 実習・作業・意見交換(文章化)
(配当時間 3 時間)

第1時 : 「校内ゴミ箱めぐり」

第2時 : 「クラス対抗分別コンテスト」

第3時：「討論！なぜ分別しなければならないのか」

【校内ゴミ箱めぐり】

- a 事前準備
- ・採点用紙づくり（全クラスの3種のゴミ箱の採点用）
 - ・教室外に出るということをも前もって全教職員に確認しておく
 - ・クラス用ゴミ箱は、前の休み時間間に廊下に出しておく
- b 実習調査
- ・「燃えるものだけ」、「燃えないものだけ」「カン・ビンだけ」、「何も入っていない」ゴミ箱は、分別ができているものと考えて『評価5』とする
 - ・「カン・ビン」と「燃えないもの」のように2種類のものが入っている場合は、やや分別がうまくいっていないと考えて『評価3』とする
 - ・「燃えるもの」と「燃えないもの」と「カン・ビン」のように3種類のものが入っている場合、全く分別できていないと考え『評価1』とする
 - ・他クラスが授業中であるので、騒々しくならぬよう注意する
- c 事後確認
- ・自分の評価が他クラスメートの評価と同じであるか確認させ、もし異なる場合には、ともにその場所に立ち返らせる
 - ・終了後の休み時間には、廊下に出した各クラスのゴミ箱を元に戻す
 - ・採点用紙を回収する。

【クラス対抗分別コンテスト】

- a 事前準備
- ・前時に回収した採点用紙に不備はないか確認しておき、誤りのある場合は、計算を始める前に必ず訂正させる
- b 順位表作成
- ・3つのゴミ箱の評価平均を算出させ、クラス順位を決定する。
 - ・高順位クラスから順に代表させる。
 - ・割り算については、クラス状況によっては自力では難しい場合もあるので、前もって電卓などの持込みを認める工夫が必要な場合もある
- c 結果分析
- ・なぜ、このような結果になったのか自分の意見を書かせる
特に、自分のクラスについてのコメントも求め、「自分の問題なのだ」ということを自覚させたい

【討論！ なぜ分別しなければならぬのか】

- a 事前準備
 - ・前時の生徒による結果分析を予めチェックし、どういう意見が多いのかを提示する（新たにプリントを作成してもよい）
 - ・生徒会、厚生委員会発行のゴミ分別勸奨プリントを資料として配布
- b 意見別班編成
 - ・「分別積極派」「分別消極派」に分けて教室を2分する、時によっては「分別反対派」が形成できることもある
- c 全体討論
 - ・「消極派」は意識が希薄で意見を述べにくいことも多いので、教員が消極派を補助する意見を少し出してやると討論が成立しやすい
 - ・討論の方向が「全日制のせい」とか「定時制のせい」という責任転嫁にならぬよう、ゴミ箱調査日・前日には箱をカラにしておき、責任を明確化した上で、自分たちの問題として自覚させる必要がある

4. おわりに 一本指導案の広がり

この実践の結果、ゴミ分別が急激に改善されたクラスも出てきたことは筆者の意図した「自覚と行動」が一部達成されたことを示すものであり、非常に喜ばしい。

また、討論の中では、クラスの掃除の責任という問題や生徒会活動の問題など、公民科という教科の枠を越えた議論にまで発展したクラスもあり、筆者の意図した「自覚と行動」がゴミ・環境という素材を超えて生徒たちが広がっていったものと考えられ、これまた嬉しいことである。

マルチメディア社会を考える

— 社会の変化を通して人間の在り方生き方を問う —

都立台東商業高校 田久仁

1. はじめに

1993年9月、米国連邦政府は、「情報スーパーハイウェイ」構想(NII)に対して正式に取り組むことを発表した。それ以来、世界中で「マルチメディア」という言葉が飛びかい、世界は今、その社会の実現に向けてひたすら突き進んでいる。そこで私は、「マルチメディア社会」を教材として取り上げることで、①変化しつつある社会を客観的に理解すること、②変化の中で自分の生き方や人間の在り方を見つめさせ、生きる力を育てることをねらいとした、下記のテーマ学習「マルチメディア社会を考える」を第1学年「現代社会」で試みた。「マルチメディア」といった領域はまったく新しい分野であり、手探りの状態で授業を進めた。学習指導要領では「現代社会」の「(1) 現代社会における人間と文化」の「ウ 現代社会の特質と青年期の課題」の「情報化」にあたる。また、「倫理」の「(2) 現代社会と倫理」の「ア 現代社会の特質と人間」の「情報化」で扱うこともできる。

2. メディアの変遷と社会

マルチメディアとはどこか定義の曖昧な言葉であるが、それは未だ世界のどこにも存在していないメディアであり、201X年ごろ実現するであろうと予想されている新しいメディアだからである。そこで、身ぶりや声による意志伝達から活字メディアの出現、レコード、映画、ラジオ、テレビ、パーソナルコンピュータの出現など、メディアの変遷がいかにか社会を変革してきたかを考察することで、来るべき社会の変容を考えることにした。

(1) マルチメディアとは何か

- ① メディア(Media) …… 「媒体」「手段」
 - ② マルチ(Muiti) …… 「多様な」「多数の」
 - ③ マルチメディア …… 「文字、図形、音声、映像等複数の表現手段を統一的に取扱うことができる技術であり、産業、社会における利用と新たな文化の創造を通じて、我々の生活に大きな変化を与えるもの」(『マルチメディア白書』)
- あいまいな定義 → まだ世界中のどこにもないメディア → 201X年ごろ実現するであろう新しいメディア

(2) メディアの歴史と社会

① メディアの変遷

- ・ 人類の誕生 …… 身ぶりや声による意志伝達
- ・ BC4000年 …… 楔型文字の発明 → 「活字メディア」の出現
- ・ BC1700年 …… アルファベットの発明
- ・ 1455年 …… グーテンベルクの活版印刷発明 → 活字メディアの広がり
- ・ 1877年 …… エジソンがフォノグラフを発行 → レコードの出現
- ・ 1893年 …… エジソンが無声映画を発明 → 映像メディアの出現
- ・ 1920年 …… ラジオ放送開始
- ・ 1925年 …… テレビの実験放送 → AV時代

② コンピューターの発達

- ・ 1945年 …… 「マンハッタン計画」の「計算機」として出現
- ・ 1975年 …… パーソナルコンピューターの出現 → すべての人々の道具
- ・ 1980年代 …… 文字・記号の処理が可能 → キロ(kilo)の時代
- ・ 1990年代 …… 音・画像の処理が可能 → メガ(mega)の時代
- ・ 2000年代 …… 動画・立体処理が可能 → ギガ(giga)の時代
→ ヴァーチャルリアリティの時代

(3) メディアと社会

「メディアはメッセージである。」(マクルーハン『メディア論』)

→ いかなるメディア(技術)も、人間の機能を拡大し、まったく新しい人間環境をつくる。→ 人間の経験と態度を根本的に変え、社会を変革する。

3. 「マルチメディア社会」を考える

「デジタル化」「ネットワーク化」「双方向性」といった3つの要素によってとらえ得るマルチメディアは、「在宅勤務」「電子新聞・図書」「在宅医療」「遠隔学習」「ホーム・ショッピング」「ビデオ・オン・デマンド」等の社会変化を生み新しい人間環境をつくり出すこと、また、こうした社会に向けての現実的動向や経済効果予測など、について考えた。

(1) マルチメディアの3要素

- ① 「デジタル化」… もともと連続したアナログ信号を数字の0、1に変形したデジタル情報、一元的に処理可能となり自由な加工・編集ができる。

② 「ネットワーク化」

ア、情報スーパーハイウェイ(米) … 2015年までに全米の家庭・オフィス・学校・図書館・病院等を光ファイバー網で結ぶ国家プロジェクト。

→ 光ファイバー … 従来の何万倍もの情報を瞬時に正確に送れる光通信伝送路。
イ、テレデシック構想(米、マイクロソフト/マッコーセルラー社) … 2001年までに840個の衛星で全世界規模の高度通信ネットワークを作る構想。

ウ、電機通信審議会(日) … 2010年までに全国に光ファイバー網をつくる構想

③ 「双方向性」 … デジタル情報は、情報を一方的に受け取るだけでなく、情報と対話しながら使用者が主体的に、能動的に利用することができる。また、自分が情報の創造者、表現者になることができる。

(2) マルチメディアで生活はどう変わるか。

① 在宅勤務：毎朝会社に出勤しなくても、自宅の端末で会社の会議に参加できる。

② 電子新聞・図書：新聞社からいつでも自由に電子新聞を収集できる。

③ 在宅医療：自宅にいながら医師の間診や健康チェックを受けられる。

④ 遠隔学習：家にいながら、様々な学校や塾の授業を受けることができる。

⑤ ホーム・ショッピング：欲しい商品を自宅の画面に呼び出し、選択・購入する。

⑥ ビデオ・オン・デマンド：見たい映画等を自宅のテレビに呼び出し楽しむ。

→ 「マルチメディア社会」：世界中の人々が文字、音声、映像等の情報をいつでもどこからでも自由に入手・発言でき、対話しながら共同作業ができる社会。

(3) マルチメディア社会への展望

① アメリカでの展望

ア、2004年までに、GDPを1000億ドル増加させ、140万人の新規雇用を生み出すと予測されている。(米大統領経済諮問委員会)

イ、21世紀のリーディング産業をめざし、関連企業が、垣根を越えた合併、買収、事業提携など、激しい競争をしている。

ウ、ベンチャー企業が次々と誕生している。

② 日本での展望

ア、2010年には、マルチメディア関係の市場規模123兆円、新規雇用243万人となる。(郵政省、電気通信審議会)

イ、映像情報産業は、1992年の15兆円から、2015年には71兆円に拡大する。(通産省新映像情報産業懇談会)

4. 人間としての在り方生き方を問う

現在「マルチメディア社会」に関しては、公平な情報利用、プライバシーや人権の保護、知的所有権の処理、ネットワーク上の諸犯罪やモラルの確立等の問題が指摘されている。また、「バーチャル・リアリティ」（仮想現実感）出現による人間の知覚や現実感の変化、人間関係の変容、マインド・コントロールとしての政治的・宗教的利用等について、自己の生き方と関連付けて考察させた。

(1) マルチメディア社会への諸課題

- ① 技術革新が予測通り進展するか。
- ② 利用者を満足させるソフト開発ができるか。
- ③ マルチメディア社会を見すえた規制緩和ができるか。
- ④ プライバシーの保護、知的所有権の処理、公平な情報利用、ネットワーク上の諸犯罪やモラルの確立などの問題を解決できるか。

(2) マルチメディア社会の光と影

- ① 「バーチャル・リアリティ（仮想現実感）」… コンピューターが作った世界を眼前で見せ、同時に聴覚・触覚などの五感全体を刺激することで、本当の現実であるかのように錯覚させる技術。
- ② バーチャル・リアリティの世界では誰でも自由に自分の望むものに変身でき、その世界で生きることができる。
- ③ 問題点
 - ・バーチャル・リアリティの世界と現実との境を見失うことにならないか。
 - ・現実の人間関係に対応できなくならないか。
 - ・政治や宗教の道具として利用されないか。→ サイボーグ化することで本当に自由に幸福になれるのか。

(3) 「マルチメディア社会」を生きる

自分の進路と関連付けながら、「マルチメディア社会をどう生きるか」について生徒に考えさせた。（記述式アンケート）

5. おわりに

現在、「マルチメディア社会」実現に向け、技術、産業、経済に関する論議が活発に行われている。しかし、そうした社会における文化、人間の在り方生き方や倫理的問題に関する議論は、不十分である。今後、21世紀を生きる生徒と共に、こうした問題について、真剣に議論を深めてゆく必要性を強く感じる。

日本神話を授業で取り上げて

大妻中野高校 諸橋隆男

1. はじめに

平成6年度秋季大会の場で僭越ながら研究授業をさせていただいた。その際、多くの先生方からいただいた“なぜ日本神話を取り上げるのか”という問いかけに対し、十分な説明ができていなかったと感じ続けていた。そこでこの機会を利用して、もう一度あの授業の意味を自分自身でも問い直してみようと考え、ここに発表させていただくことにした。

2. 私の授業観

私は自分が高校まで公立学校に通ってきて、社会科の授業における、政治的中立、思想的中立という言葉のペールに包まれた平穏さをよく感じてきた。

その平穏さの中で、御自分の確固たる思想、信条をあまり外面に出すことなく、淡々と語りつくしていた恩師の授業が実はとてつもなく重くすばらしいものだったことに気がついたのは同じ立場についてからのことである。

あの重さ、深さを自分が担当する生徒達にも是非理解して欲しいと願うのであるが、果たしてどれだけの者が在学中にそれらに気がついてくれるだろうか。

そういった授業は大きな目標として心の奥底に置き、私はまずは生徒達が驚き、ハッとするとところから開始しようと思い、今日に至っている。

もっとも、そういった「驚かすこと」を第一に考えている授業がもっている危険性は、絶えず意識しているつもりである。

3. 日本神話を取り上げるようになるまで

私が日本の神話を授業の中で詳しく取り上げるようになったのは、前任校で日本史（3年次）を担当する機会をもってからである。授業中の雑談で、因幡の白兔（いなばのしろうさぎ）や八咫の大蛇（やまたのおろち）などの話になった時に、あまりの反応の鈍さにひょっとしたらと思い聞いてみると、なんと8割近くの生徒達が知らないと言うのである。

そんなことをきっかけに思い越こしてみると、私も小、中、高の授業の中でこの話を聞いた記憶がない。家にあった昔話の絵本の中から教わった世界である。

高校の授業の中では、扱い方をちょっと間違えれば右にも左にも転がってしまう

この話。さて、どうしたものかと考え、悩んだ結果、次にあげるようなことを踏まえた上で授業でしっかりと取り上げてみることに決めた。

- ① 何が正しくて何が間違っていたかを自分で判断していくためには、できるだけ多くの知識が頭にはいついたほうが良い。
- ② その知識を得るためには、その瞬間瞬間では右や左に転がったりすることを恐れてはいけけないのではないだろうか。
- ③③しかし、授業の流れは当然中立を意識し、最後には自分の力で確かめ自分自身で物事を判断していくことが大切であることをしっかりと説く。

その後、生徒の反応がよかったこともあり、1年次の現代社会、新課程での1年次必修倫理の授業でも、それぞれ「現代社会における人間と文化」「日本の風土と日本人の考え方」の項で取り上げた。これは3年次履修の日本史にもつながることを考えた。

4. 授業実践

さて、実践方法であるが特に目新しいものではない。

- (1) 古事記、日本書記にある様々な話から、有名なものを抜粋して紹介する。
(私が要約したものを穴埋め形式のプリントにして配布し、説明を加える)

【内容】

- ・高天原
- ・イザナギ、イザナミによる天地創造
- ・イザナミの死と黄泉の国
- ・アマテラスオオノノカミ、ツクヨミノミコト、スサノオノミコトの誕生
- ・アマテラスと伊勢神宮
- ・スサノオの追放
- ・三種の神器
- ・スサノオのオロチ退治
- ・因幡の白兔
- ・オオクニヌシノミコトと出雲大社
- ・その他

これらの話をする際には、基本的におとぎ話をする感覚でおこなっている。

したがって、内容の詳細が訳本によって違っていたりするが、細かいことに関してはこだわらずに進めている。

(2) (1)の内容に示されている実在の場所をスライド上映する。

- 鳴門のうずしお : イザナギとイザナミが矛(ほこ)で海をかき混ぜたことが想像できる。
- 猪目洞窟(島根県): 黄泉の国への出入口
- 天の岩戸神社 : 2年次に修学旅行で行くことになっている
- 白兔神社と隠岐の島: 因幡の白兔伝説の舞台
- その他 40種類以上のスライドフィルム

これらの映像を見ることによって、古代人がその地から神話を創作していった感覚を実感したい。

(3) 本題

以下の事項に関する説明をする。

- ① このような神話を創作する必要性について
- ② 出雲、伊勢、はたまた九州と話の舞台が移る理由
- ③ これらの話が戦前の日本では学校教育であつかわれていたのに、戦後の公教育から姿を消した理由
その他、時間の配分によっては
- ④ 多くの人が神社と寺の違いを意識しないでお参りをする現実を例にして、神仏習合の説明をする。

などもつけ加える。

特に、③に関しての説明では、あらゆる方向に話が転ばぬように極力気をつけながらも右から左までの様々な視点をできるだけ紹介する努力をしている。

5. 生徒達の反応

この授業に対する生徒達の反応は次のようなものであった。

- 「おとぎ話を聞くような感覚でおもしろかった。」と言ってくれた。
- 古文の授業で古事記に触れていた学年は、「あー、このことだったのか。」と、理解を深めてくれた。
- 戦前の学校教育を受けている祖父母との会話を生徒達に勧めてみると、
「天皇の名前全部覚えていたらしい。今は途中までしか言えなかったけど。」
「久しぶりにおじいちゃんと3時間も会話してしまった。」
などという反応が返ってきた。
- 「今まで、神社などの観光に興味をもてなかったが、それらの場所へメルへ

ンを感じるようになった。」と言ってくれた生徒もいた。

- ・「私が小、中学校と過ごしてきた中で、知りたいのに大人達に何となくはぐらかされてきた事がはじめて理解できた気がします。これを基にして考えていきたいと思います。」などという、もう抱きしめてあげたいような感想を持ってきてくれた生徒もいた。

その他も含めて、生徒の反応ぶりに、私が非常に良い感触を受けたのは事実である。

6. おわりに

以上のような授業を実践してきて、確かに生徒の関心もかなり高く、おもしろがって聞いてくれるのではあるが、この授業の展開には何かが欠けているような気がしてならないのである。

その原因のひとつは、この授業が2年次、3年次の歴史学習の前置きとして十分に役だっているだろうかという不安にあると考えている。

しかし、それ以上に重要な何かがこの授業には欠落している気がするのである。これだけの紙上発表では細かい部分が皆様に伝わらないとは思いますが、どうかその「足りない部分」が何であるかという点についての御指導、御助言がいただけるようお願い次第である。

現行教科書分析経過報告

都立玉川高校 山本 正

1. はじめに

これまでも時折「教科書を自分たちでつくれるくらいの基礎的な研究を積み重ねておこななくても良いものなのか？」という会話はされて来たように思う。その意味でかねてからの懸案事項であるこの基礎研究を、今年は多くの方々のご協力のもと始めることができたのは幸甚であった。本年度は新教育課程が完了する最後の年でもある。そこで現行の教科書の内容を検討しながら、「倫理」「政経」といった公民科の教育科目の連携にも関心を広げながらの検討となった。

2. 日程

① 8月下旬

合宿を実施し、各教科から重要項目を割り出すことを確認し、大項目として以下のものを目安としてまとめてゆくことになった。

倫理 — 青年期・思想史・現代社会の特質

政経 — 現代の政治と民主社会・現代社会における人間と文化・国際社会の実態と課題

② 9月～12月中旬

大・中・小項目の大枠を確定し、重要項目をそれぞれに応じて整理した。「大項目」「中項目」「小項目」とその「内容」については、学習指導要領を参照して作成し、教科書の記述の中の「語句」等については現行の教科書をもとにしてピックアップし整理しなおしたものとなった。

③ 1月上旬～2月上旬

「倫理」「政経」について各数人づつの方に分担をしていただき、内容を検討していった。具体的には、(i)「語句」等の余白の項目に追加の項目があればそれを自由に記入してもらうこと。(ii)担当者それぞれに1社から数社の出版社の教科書について検討していただくこととなった。

④ 2月中旬～3月下旬

未検討の教科書をさらに担当者を決めて検討し、記述の内容も含めてゴシック、通常の語句、さし絵、資料について本文と注の両方に記述のあるものに分けて再整理することを確認し、再検討を行うこととなった。

⑤ 3月下旬～4月上旬

検討した項目をコンピュータに入力して総合的なデータ化を行う。

3. 今後の展望と課題

当初目標にしていた日程からは大幅な遅れが出、今年度は項目の整理で終わってしまい、分析については、以下の視点を確認するにとどまった。

- (1) 今後の検討事項の一つとして、ぬけおちている思想、重要事項等に検討を加え、その取り上げ方が妥当か否かを各分類項目（大、中、小）ごとに議論してまとめてゆく。
- (2) 「良識ある公民像」についても検討を加える。この点、新教育課題では「政経」「倫理」が共に、良識ある公民として必要な能力と態度を育てることを最終目標にしている。すなわち新課題の「政経」では客観的立場からこれについて考察していくことに重点が変化し、「倫理」は実践的意欲を高めることに重点がおかれるようになってきた。こうした点を踏まえて「良識ある公民」とは何かをさぐりながら、公民科のあるべき教科の姿（例えば「倫理」と「政治・経済」を融合した「総合科」としての在り方）などを議論してまとめてゆく。
- (3) 「倫理」と「政治・経済」の連携を図れるテーマを探る。この視点はこれまでの両科目が共に教養主義的で問題解決力につながっていくような知識を培うという点で課題を残しているのではないかと。新しい学力観では「自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる資質や能力の育成」が考えられ、「基礎的基本的内容」と共に「思考力、判断力、表現力」の育成が重視されて来ているという観点から取り上げた視点である。これまでこのような力の育成についてゆき届いて来なかった原因として、(i)それぞれの科目の中の項目がそれぞれに独立してしまい、相互の連関が求められてこず、それがこのような結果につながった。(ii)問題点が明確でなかったために、社会の具体的な問題や課題についての基礎・基本の知識も瞬味になりがちで、広く浅くなるという傾向があったということが指摘されるのではないかと。両科目で連携して指導すべき重要な課題、テーマによる分類も求められてくるだろう。またこのような観点から双方の重要項目の共通部分の内容を精選してゆくことが求めて行かれるべきなのであろう。

以上のような視点と整理されてきた成果を踏まえながら、これからも継続した研究を深めてゆくことが課題である。なお、今回の研究にあたっては渡辺安則先生をはじめ、多くの先生方にご協力を頂いた。紙面を借りてお礼を申し上げます。

「経済と倫理」再々考

—特に稀少性と選択をめぐって—

都立国立高校 新井 明

1. はじめに

本稿は、筆者が近年実践している経済学習に関して、その基底となる思想について考察しようとするものである。(注1)

経済学習は公民科の「現代社会」および「政治・経済」で担当するが、その方法や内容に関しては、担当者内部でもいまだ統一的な見解があるとは言えない状況がある。また、倫理担当者にとっては、経済と倫理の関係といわれても、ピンとこないことが多いはずである。そのような中で筆者が経済学者に興味と関心と可能性を抱いたのは、単に筆者が経済学部出身であるからというわけではない。それは、経済とは稀少性をめぐる選択の科学であるという経済学の定義に触れたからであり、公民科教育が目指す「あり方生き方」教育の内実をより豊富にする可能性を経済学習がはらんでいると考えるようになったからである。(注2)

では、その経済学習はどのようなものであるべきでどうなるのか、それを直接考察する前提として、いくつかの説を検討することから始めたい。

2. 経済学における稀少性と選択

経済学の中核に稀少性と選択を入れるのは、いわゆる近代経済学では常識となっているが、マルクス経済学の影響が強かった我国の経済学界や教育界のなかではいまだ市民権が得られていない。これは、経済をどのように捉えるかの相違であり、歴史的視点を強調するマルクス経済学的な発想からは、稀少性の問題はすっぱり抜け落ちることが多い。それに対して、経済とは、制約条件のなかで最大限の効率と公平を保障するために資源を選択することと捉え、この選択は歴史通貫的な問題であると理解し、選択の主体である個人の自立性と責任を強調する立場がある。

このような経済を稀少性から捉える発想に立つ経済学者に竹内靖雄氏がいる。氏の説は『経済倫理学のすすめ』で有名であるが、ここでは氏の『市場の経済思想』を手がかりに稀少性原理に立つ経済学の持つ意味を考えてみたい。(注3)

竹内氏の『市場の経済思想』は大部な専門書であり、簡単な要約は難しいが、同書のなかで氏は、経済をもっとも広い意味で「自然と交換のゲーム」ととらえ、そのゲームにおける人間の制約を稀少性と定義している。その意味で、稀少性の制約

はいかなる社会に於ても解決を迫られる問題となる。稀少性を突破するには、二つの方法があると氏は指摘する。一つは、正面作戦であり、生産力を増大し稀少性の制約を打ち破る道である。これは、マルクスの社会主義の路線である。もう一つは、後退作戦であり、欲望を減らすことにより稀少性の制約からのがれようとするものである。例えば、エピクロスのアラタクシア、ゼノンのアパティアなどがそれにあたるという。

しかし両者とも問題の解決には程遠い。前者は生産力の拡大が新たな資源の制約をまねくし、全体主義的な体制を招いてしまう。後者は、人間性に反する要求をすることになりかねない。その稀少性の制約を最もうまく解決するのは何か。それを竹内氏は、交換の場としての市場であり、そのなかの交換ゲームであると言う。そして、市場における交換を歴史的に検討する。例えば、アリストテレスは単純な商品交換は正義にかなうが、価値増殖的なマネーゲームは自然の秩序に反すると否定し、中世のトマスも交換の正義は了承しているという。そして、18世紀に至り、アダム・スミスが発見した「見えざる手」と称した市場メカニズムこそが稀少な資源の最適配分システムであり、かつ個人的な自由と社会全体の調和を実現させるものとしての市場の役割を定位させるものと位置づける。

スミス以降も、反市場思想と市場を支持する思想の対立は続き、現在も新古典派的な自由経済学派と自由放任の終焉を歌うケインズの経済学のせめぎあいは続いているのは周知の通りである。

竹内氏は、市場経済を支持する立場から、この世の多くの倫理的問題は、稀少性によって起こるのであり、それを解決するには感情を勘定へ転換することにより倫理的問題のほとんどは解決できると言う。その立場は、ハイエクやフリードマン流の新自由主義であるが、個人の選択と責任を追求して明解である。

3. 稀少性批判の論理

このような稀少性理解や市場理解には当然異論も多い。ここでは、政治学の立場から稀少性理解に批判を表明しているニコラス・クセノス『稀少性と欲望の近代』という書を手がかりに、稀少性批判の論理を吟味してみよう。(注4)

クセノスは言う。近代経済学の思想的背景となった稀少性仮説は発明されたのである。その端緒は18世紀の消費革命である。消費革命では、それまでの不足／消費という周期的な循環から常に何かがたりないという観念に変換した革命であった。その消費革命の事態を理論的、思想的に評価しようとしたのがヒュームであり、

スミスである。彼らは人間の欲望は限りないものであり、豊かさがもたらす利益は否定できないと考えた。したがって、絶えず富と贅沢を求める人間の欲求を満足させるためには貿易が必要であり、工業の発展が必要であるという。そのためには、神の「見えざる手」が働くメカニズムが発見されなければならない。このスミス理解は竹内氏と同じであるが、稀少性の観念は特殊近代の産物であるとする点ではクセノスの理解は竹内氏の理解とは異なっている。

稀少性の世界に対する反対の流れも同時に発生する。その流れもクセノスは丁寧にフォローする。「自然に帰れ」と主張するルソーの諸作品はロマン主義の立場からの稀少性批判である。マルクスは、生産力を解放することによって稀少性を乗り越えようとしたが、それは現実的に社会主義経済の破綻という形で失敗した。さらに、クセノスは、カーライル・ラスキン・モリスらの急進ロマン主義者たちも稀少性批判者として取り上げる。しかし、彼らも稀少性を乗り越える方法としてエリート主義にならざるをえなかったという事実を賞賛をこめて紹介する。

19世紀になると、逆に稀少性の存在の普遍性を認めた上で、その制約下でいかに生きるかを考える経済学が成立する。ジュボンズ・ワルラス・メンガーによる限界革命がそれである。クセノスは限界革命によって成立する新古典派の経済学は稀少性という状況への判断を回避し、ひたすら効率を追求することになると避難を込めて述べる。稀少性仮説の担い手となる経済人は道具的理性のひとつである経済的合理性のみをもった視野狭窄的な人物であり、決して肯定できる抽象ではない。

クセノスは経済人仮説では説明できない人間の行動を消費に求める。消費では、最大の効率を求めるのではなく、ボードレールのダンディズム論やヴェブレンのみせびらかし消費論のように、一見非合理的な行動が見られるが、それは別の角度から見れば合理的であることが説明される。このように稀少性の問題を解決すればするほど欲望の地獄にまきこまれ、稀少性の世界に生きることの空しさをクセノスは説く。しかし、その世界から脱出することの困難さも同時に説いている。そして、結論として、稀少性という論理に従って生きることの帰結を理解するなら、解放への一步となると言うのである。

クセノスの紹介をしてきたが、ここで注目したいのは、クセノスがいくら批判しようとも稀少性の世界から逃れる道筋を明示できていないことである。クセノスの展望することは、結局竹内氏流に言うならば、後退主義の倫理のすすめということになる。しかし、それでは問題は解決しないのは言うまでもなからう。となると、

どう考えれば良いか。やはり、ここでは稀少性の制約を普遍と考え、その制約のなかでの選択を追求することをよしとするのが最も現実的な判断ではなからうか。

その点に関して付け加えると、新古典派の経済学に造詣が深く経済と倫理の問題を追求しているアマルティア・センの最近の主張が興味深い。筆者自身はまだ実際に検討しているわけではないが、稀少性のもとで合理的選択を行なう経済人を「合理的な愚か者」と批判したセンは、最近の著作の中で人間について、人間が合理的個人であることを十分に意識しつつも、同時に経済的合理性を越え出ようとするところに人間の自発性や主体性を見いだそうとしていると言う。この、センの考え方はクセノスとは異なり、稀少性理解を土台に据えている点とそれを決して否定的に捉えていない点で説得的である。(注5)

4. 稀少性と選択を踏まえた経済学習

筆者は、竹内氏と同様に稀少性理解こそが経済理解のキーポイントであると考えている。このような筆者の考えに対しても批判は多い。

数年前、高校生の経済認識の問題点を述べた筆者の文章に対して批判を加えたある論者は、経済理解のポイントは稀少性でなく、外部性・社会性の理解であり、稀少性理解だけを強調する考えはエゴイストをつくる教育になりかねないと主張した。筆者は、これに対して、外部性や社会性の理解を否定するわけではないが、それらをより理解するためにも稀少性理解が必要であると反論したことがある。(注6)

このような批判がおこる原因は、我国におけるマルクス経済学の影響の大きさとその残滓をかかえている現在の学習指導要領に問題があると考え、その問題は別に論じたことがあるので、ここでは稀少性と選択を踏まえた経済学習の内容紹介に移りたい。(注7)

筆者は、現在1年生の「現代社会」を担当しているが、ここでも経済に割ける時間は20時間強である。そのなかで、やらねばならないことは多くの事実を紹介するよりも、経済的な見方・考え方をマスターさせるような教材の精選と内容の吟味であろう。筆者の経済の授業の組み立て方はこの10年、基本的に変化していない。それは次のような構成となっている。

まず、経済とは何か、経済的な見方・考え方とは何かを紹介する。ここでは、経済は選択の科学であること、選択の基準は効率と公平のトレード・オフの中にあること、このような考え方は功利主義の倫理から出てくることを強調する。その事例として、時に応じて進学の経済学や結婚の経済学、共稼ぎの経済学などを紹介して

いる。また、選ぶことは捨てることであり、その時の犠牲である機会費用の概念とそれを認識することの重要性を強調している。これを導入として、『レモンをお金に変える方法』の二冊の絵本を利用して、ミクロとマクロの経済学の内容を紹介する。その上で、国際経済は、できるだけトピカルな問題と国際理解の視点を踏まえた教材を開発して教授することになっている。最近では「ODA」「コメの自由化」などを巡る授業の開発をおこなってきたが、95年度は、「日韓関係を考える」というテーマで5時間の授業をおこなった。

このような授業に対して生徒はどう反応しているか。授業全体ではないが、「経済的見方・考え方を生徒に教えることは物事をソナトクかで考えるような生徒を作るだけだ」という批判がありますが、それをどう考えるか」というアンケートに対する答えがあるので紹介しておこう。(注8)

●確かに、そうかもしれないが、物事を考え、意思決定するのに大変役立つし、短絡的にソナトクかだけで物事を考える若者が増えることはないと思う。私だって、ソナトクかを比べるけれど、目に見えないベネフィットやコストを考える面も大きい。現在の若者だって、そんな単純な人間ばかりではない。(女子K)

●確かにそう思う。損得勘定だけで生きてゆくのはつまらないと思うし、いちいちそれを計算していたら気が狂いそうだ。また、人間らしい面が失われてしまう気がする。しかし、そういう人はとても効率的なやりかたを知っていて、生きて行くことに対して冷静かつ堅実な道をすすんでゆくと思う。(女子U)

●ソナトクかだけで物事を考える若者をつくるというけれど、実際にそれでいいと思う。人間は行動するとき、やはり何かとプラスとマイナスを考え決断するものであるから、それが自分にとって、または他人にとってプラスかマイナスかを考えることは、自分を大切に、他人を思いやることのできるのだと思う。

(男子N)

●経済学でみるソナトクかは、だいたい自分たちだけのもので、他の人や環境についてソナトクを計算することがほとんどない。だから利己主義を正当化するだけで、その点はよくない。(男子S)

ここでは賛否の代表的なものをあげたが、生徒は比較的冷静に経済的なものの見方を受け入れているといえないだろうか。経済に対してこのような見方ができれば、正義を振りかざして他者を威圧したり、後退主義で結果としては現実問題への解決への志向を回避するような人間にはならないと思うが、それは楽観的すぎようか。

5. おわりに

授業に関しては、国際経済を扱った授業の事例も紹介したいが紙数もつきたい。他に紹介したものもあるのでそれを参照していただきたいが、その授業で特徴的なことは、国際理解といっても経済的な視点を基底に据えないと不十分であるということとは強調しておきたい。経済を基底としてそれを越える部分に焦点をあてることで、問題の本質や解決への手がかりが得られることがそれらの授業から浮かび上がってきている。これは、センが経済人と人間の関係を述べたことと同じ位相の問題である。(注9)

経済と倫理の問題では、稀少性の問題だけでなく、ロールズの提起する正義の問題も授業に組み込まなくては不十分であるが、まだ取り組めていない。今後の課題としたい。

1. 経済と倫理に関しては、二度過去に書かせていただいている。拙稿「経済人仮説考」都倫研紀要第25集、同「経済と倫理再考」都倫研紀要第26集参照。
2. 稀少性 (scarcity) とは、経済的欲求に対して経済的資源が相対的に少ないことを指し、絶対的な不足 (shortage) とは概念上区別される。拙稿「経済教育の方法についての覚え書き」『経済教育研究』第6号1994、経済教育研究協会、参照。
3. 竹内靖雄『経済倫理学のすすめ』中公新書1989、同『市場の経済思想』創文社1991。本論文での引用は一つ一つ明記しないが、主に同書第1章より行なっている。
4. N・クセノス、北村和夫、北村三子訳『稀少性と欲望の現代』新曜社1995。これも引用はいちいち明記しない。
5. センのこの認識は、桂木隆夫『市場経済の哲学』創文社1995、p146による。
6. 拙稿「高校生は経済の基本がわかっていない」『エコノミスト』1993・8・10号。この論文をめぐる顛末は、前掲注2の拙稿を参照。
7. 授業の詳細は、拙稿「経済概念を基底にすえた高等学校における経済学習の一例」『経済学教育』第10号、経済学教育学会1991に報告してある。
8. このアンケートは昨年度の国立高校の一年生のものである。
9. 国際理解と経済の関係については、拙稿「経済学習における国際理解のすすめ方」『経済教育研究』第7号、経済教育研究協会1995に試論がある。

情報・偏見・アイデンティティ(1)

— AIDS表現をめぐる —

都立国分寺高校 大谷 いつみ

1. 記号と隠喩の作用・反作用

21世紀に向かって — こんな言葉があちこちで挨拶代りに登場するようになって数年が経つ。その頻度がますます高くなっていくのは当然としても、この言葉を耳にするたびに、違和感をぬぐえないのも確かだ。今日の続きに当然やってくる明日としての2001年1月1日であるにもかかわらず、新しい世紀をことさらに言い立てて、希望と勇気を奮い立たせなければならないほど、われわれの社会は今、エネルギーを失っているのだろうか。

と同時に、阪神淡路大震災、オウム事件と、まさに「この世も末か?!」と思わせるような出来事で揺れた1995年であった。ひとつは自然の力が人間の知識を越えて人間の日常を破壊しうるということを、ひとつは、松本・地下鉄両サリン事件に見られるように、方向性を誤った人間の知識が自然に存在し得ないものを作り出し人間の日常を破壊しうるということを思い知らせることになった。

新しい世紀が近づき、それが強調されて未来への希望が安易に語られるにつれ、反作用として今世紀の世紀末が意識化され、結果として漠然とした不安を広げるといふ結果をもたらしている。— ここ数ヶ月の薬害AIDS問題の進展ゆえに、にわかになすコミの話題になっているHIV/AIDSもまた、実は、人類史上間断なくあらわれる伝染病の新種でありながら、「世紀末」の文脈のなかで、時に「天罰」「神罰」という意味さえも付加され恐怖をもって語られること、しばしばであった。

事実を越えて一人歩きする記号、隠喩が付加されて増幅するイメージ — マス・メディアがそれに荷担することも、うわさという実に原始的なメディアがその役割を果たすこともある。黙殺や忘却が事実を隠蔽することもある。— しかし、今日の続きの明日、人間の知識を越えた自然の力、科学的な病いとしてのAIDS、これらが事実であることが確かであると同時に、ある種の記号に付加された隠喩が、実体のない恐怖や不安という社会の空気をつくりだしていることもまた、紛れもない事実である。

双方の事実を認識し、その隠喩を解釈するひとつの鍵は、「情報」にあるだろう。大震災においても、オウム事件においても、大量の情報がメディアを通じて流され

つづけた。PWA/PWH^(注1)の人々が今もなお偏見にさらされ、実名を公表することさえはばかれるのを見ると、AIDSをめぐるどのような情報が行き交ったのかを思わずにはいられない。

大量の情報があふれる中で、ある種の隠喩が — 偏見が、いかに簡単に増幅されるか、 — この稿では、AIDSをめぐる情報を主たる題材に、ささやかな分析と考察を試みたい。

(1) AIDSはどう報道されたか — 新聞報道 —

現在は被害AIDS問題の追求に追われるマスコミだが、そのマスコミ報道がかってAIDSパニックを引き起こす原因になったのはそれほど遠い過去のことではない。1986年末から1987年春にかけて報道された、フィリピンからの出稼ぎ女性のHIV感染、日本初の女性AIDS患者認定と死亡、HIV感染女性の妊娠出産は、いずれも実名報道や過剰な取材合戦を伴い、後に松本エイズパニック、神戸エイズパニック、高知エイズパニックと呼ばれる状況を呈した。松本事件、神戸事件では「外国人(災厄は外から)」「売春(性のタブー)」というAIDSに伴う隠喩を孕んで、写真週刊誌やスポーツ新聞、ワイドショーなど、報道は熾烈を極め、高知事件では、「なぜ中絶しないのか」^(注2)という糾弾の論調が主流となった。この時期の報道^{*3)}は「AIDSはコワイもの」というイメージを過剰につくりだし、1988年のAIDS予防法の制定に影響を与えることになった。

その後下火になったAIDS報道が再びさかんになるのは、1992年以降のことである。各地でAIDS予防キャンペーンが繰り広げられ、論調が恐怖をあおりたてるものから、予防を訴えるものに変化した。しかし、この変化においても、PWA/PWHの人々が予防すべき病いの感染源であるというイメージにさしたる変りはない。メディアにおいてHIV/AIDSがどのように表現されたのか、実例をもとに分析してみたい。

(2) AIDSはどう表現されたか① — 映画「私を抱いて、そしてキスして」 —

1992年制作の東映映画『私を抱いて、そしてキスして』^{*4)}は、はじめての、そして1996年3月現在、唯一の、AIDSを扱った日本映画である。また、異性間性交渉による感染のケースを題材にしているという点では、画期的なものとして評価できよう。^{*5)} 米国留学中に輸血がもとで感染したかつての恋人からの性交渉によるHIV感染の事実を知った主人公南野陽子が、迂余曲折を経て赤井英和と結婚

し、産まれた子供が感染を免れたことを見届け死を迎えるという筋書きも、HIVに感染したからといって愛をあきらめる必要もないし必ず母子感染するわけでもないことを示しており、好感が持てる。

AIDSについての知識が圧倒的に不足している1992年当時においては、映画の中でAIDS基礎知識が説明的に語られるもの、表現にひと工夫要するとはいえ、やむを得ないというよりは必要なことでさえある。しかし、そのために教訓的なセリフやナレーションが続きながら、主人公の行動は、感染を知った絶望と孤独の中でゆきずりの男性、赤井英和と感染を知らせずに関係をもつなど、はなはだ非教訓的である。その乖離をうめるのは、赤井にも子供にも感染していない奇跡という、ご都合主義のストーリーにほかならない。結果としてこの映画が送るメッセージは、「エイズはコワイ病気だし、感染したら最後、差別されて絶望するしかないが、でも愛さえあればなんとかなる（感染しないですむ）かもね」ということなのだ。たとえ愛する人とのただ一度の性交渉でも、感染しうることは言うまでもない。

作品で描かれるHIV/AIDSやPWA/PWHの姿には、かなり問題があるといえよう。例えば、すべての患者が醜い斑点のあらわれたカポジ肉腫の様相で描かれるが、この症状は日本の患者にはほとんど見られない。また、全体で10%にも満たない脳炎の症状を登場させ、末期患者の姿を絶望的なイメージで描いている。これらは、実情を反映していないにもかかわらず、AIDSは嫌悪すべき恐ろしい死病というイメージを強烈に植えつけることになる。また、取材にやってきた新聞記者に医師が「あの人もAIDS患者ですよ」と教えるシーンは、守秘義務の遵守もあの程度かと医師不信を招き、HIV検査をためらわせ、結果的に感染者を潜在化させることになるだろう。

目を引くのは、感染に絶望した答場人物が理解を示そうとする記者に対し、自分の指をつっこんだコップの水を飲めるかとつめよるシーンである。⁶⁾表面的な理解の裏に潜む偏見の強さを観客に自覚させるねらいであろうが、感染者がわざわざコップに指をつっこむなど、不自然な設定はかえって偏見を助長させかねない。作品の3分の2を占めてくり返し描かれる主人公の孤独感、疎外感は、「感染したらもう終わり」という絶望を強く植えつける。実際、1995年度の選択講座『AIDSの時代を生きる』においてこの作品を鑑賞した生徒（高3）の多くは、「この描き方ではエイズおよび患者・感染者への嫌悪と恐怖を先入感としてあたえるだけ」との感想をよせている。— 残念ながら、これがエイズ予防財団から特選の御墨付き

をもらった、日本で唯一のAIDS関連映画である。

(3) AIDSはどう表現されたか② —学校保健ニュース—

全国の75%の学校で保健室や廊下の掲示板などに貼られているという学校保健ニュース(日本写真新聞社)は、目にする教員も多いだろう。1993年にAIDSを取り上げた新聞では、AIDSを「確実に死ぬ病気」と断定^{*7)}し、「“純潔”こそが唯一の予防手段」と訴えている。「コンドームを使用しても、感染を完全に防ぐことはできない」とも呼びかけ^{*8)}最後を「純潔とは心もからだもけがれなく非行をしないことです」と結んでいる(図1)。

この新聞では、まずAIDSを「死の病」と位置づけて恐怖と不安をあおり、さらに「純潔」を呼びかけ非行と結びつけることで、AIDSは悪い行為すなわち罪に対する罰であることを隠喩している。これはAIDSという病いへの恐怖心に訴えて予防を図る「脅しの手法」であると同時に、AIDSを「罰」と隠喩することで性行動を制御しようとする、行動に対する「脅しの手法」であるといえよう。しかし、「健康教育は一時的に脅しても、効果が長続きしない」(文部省学校健康教育課)^{*9)}のは、禁煙をめぐる諸相からもうなずけることである。

(4) AIDSはどう表現されたか③ —ベネトンの広告—

当事者はAIDS予防キャンペーンの一環と主張しながら物議をかもしのが、イタリアの衣料メーカー、ベネトンの新聞広告である。1993年9月、朝日、読売、日経新聞に7段抜きで掲載された広告では、人間の腕やおしりに小さく「HIV POSITIVE」(HIV抗体陽性)と書かれた文字が目を引きたく(図2)。腕に記された文字がナチス強制収容所の収容者への刻印を連想させるとして、フランスではAIDS患者支援団体から提訴される騒ぎも起きた。^{*10)}ベネトン社側は、「エイズの犠牲者が社会的に排除されがちであることに注意を喚起した」^{*11)}と主張しているが、この表現はどのような隠喩を示しているだろうか。

まず、腕に書かれた「HIV POSITIVE」の文字が入れ墨を連想させたのは事実である。実際、掲載日当日に同題目で不快感を訴える電話が百本以上かかり、その後も続いたという。では入れ墨は一般に何を隠喩するだろうか。

「入れ墨」という言葉で連想するものは、と選択講座の生徒に問うと、返ってきたのは、「日本のやくざ」「中世ヨーロッパの魔女」「ナチス強制収容所の収容者」などであった。「やくざ=犯罪者→罰すべきもの」「魔女→拷問と死刑の対象」「ユダヤ人→ナチス時代のスケープ・ゴート」であり、いずれも、排除の対象にな

った(ている)存在である。ベネトン社の主張に基づいてH I V感染者がその連想と関連づけられるとしたら、「A I D S患者・感染者はこのような偏見にさらされているから、それはあらためるべきだ」というメッセージということになるが、果たして見る側はそこまで読み込めるだろうか。いずれの連想も、排除の対象である前に、処罰や隔離の対象であったという事実を考えると、「A I D S患者・感染者は罰を負う者」というメッセージに留まる危険は大きいと言わざるをえない。実際、薬害エイズ問題で何気なく使われる「罪もなくA I D Sに感染させられた被害者」という表現は、相対的に「性行為による感染者は罪の行為の結果A I D Sと言う罰を受けているのであり、自業自得」という連想を容易にする。この捉え方をストレートに表現したのが、前項の学校保健ニュースであろう。

いずれにせよ、この広告が衝撃的でインパクトの強いものであることは言うまでもない。A I D S問題の深刻さをアピールするためにはこの程度の衝撃は必要であるという意見もあり、^{*12)}実際にこの広告がA I D Sとその表現をめぐる論議を各地で引き起こしたのは事実である。となると、問題は、ベネトンの広告のインパクトが実際に何をアピールしたかに絞られることになる。果たしてこの表現は、ベネトン社側が主張するように、A I D S患者・感染者が排除の対象となっていることを訴え偏見の除去に役立ったのか、あるいは寄せられた抗議が懸念するように、犯罪者・魔女・ユダヤ人のようなものであり、排除し処罰すべきものであるという偏見を助長するものになったのか。— 広告の受け取り方は、受け取る側、すなわち見る人によって異なるだろうし、受け取る社会や時代の空気によっても異なるだろうことは言うまでもない。情報は、必ずしも発信者の意図通りには受け取られないものである。それは、学校保健ニュースへの反発の大きさからも伺える。しかし、そうであればこそ、情報の発信者は社会や時代の空気を読み取る責任があるだろうし、同時に、情報の発信者は、時代の空気をつくっていることを自覚する必要があるだろう。なぜならば、「脅しの技法」を伴った不確かな情報は恐怖と不安を生み出し、恐怖と不安はパニックを引き起こし、そしてパニックはスケープ・ゴートを作り出すからである。

3. A I D S 情報をめぐる四つの立場

① 行政

神戸エイズパニックをふりかえると、パニックの原因に、県や厚生省など、行政側が発表した根拠のない詳細な情報があることは否定できない。行政は、いたずら

にパニックを引き起こすことなく、しかもAIDSの蔓延を防ぐべく社会を導く責務を負っており、前者を重視するあまり事態の認識を甘く見て後手にまわる危険もあれば後者を重視して「脅しの技法」に頼る誘惑もあるだろう。神戸事件のように、自覚のないまま発された情報がパニックを引き起こすこともしばしばである。

② マスコミ

マスコミにはまず第一に事実を正確に伝える義務がある。第二に、社会に与える影響の大きさから社会を導こうとする意図も働く。そしてねらいが後者に傾く時、しばしば「脅しの技法」が用いられる。なぜなら、正確で冷静な情報は往々にして面白みにかけ、大衆への浸透度が少ないからであり、恐怖や不安に訴えて脅すのは手っ取り早いからだ¹³⁾ 学校保健ニュースはこれを踏襲したものであるし、それがもっとも先鋭にあらわれたのは、恐怖や不安だけでなく、例えば大震災の被災者に同情しなければ人間じゃない、反オウムの立場に立たなければ人間じゃないといわんばかりに善意と正義感に訴える¹⁴⁾ ワイドショーの、感情による「脅しの技法」であろう。

③ 企業広告

企業広告は、もともと広告主の企業イメージを高めその利益を図るものである。ベネトンの広告が、その表現の衝撃度と是非をめぐり、結果として広告主であるベネトンに注目が集まったのは事実である。広告のインパクトは、ベネトン社の「革新、進取、挑戦的、カッコイイ」というイメージにも合致しており、その意味で、AIDSはベネトン社の宣伝のための道具にすぎないという批判は的を得ている。ただし、企業が何かに協賛したらそれは常に広告の一環であり、対象がある種の道具になることは企業論理から言えば当然のことでもある。AIDS予防に協賛することが企業イメージを高めることであるという立場は、ほとんどの企業が未だにイメージの低下を恐れて協賛を見送る日本の現状から比べれば、充分評価できるのではないだろうか。

①～③の立場に共通していえることは、情報の発信者は発信者ゆえの責任を免れ得ないということである。行政やマスコミはいうまでもなく、企業広告にあっても、広告本来の意図や、ARTとしての広告の質の高さを割り引くにせよ、マスメディアを経由した情報の影響力を考えたとき、情報の発信者として、その影響の大きさや、時代や社会の空気を読み取る責任は大きい。それは、情報化社会にあつて、情報の発信者たるものの倫理であるといえよう。

④ 大衆

さて、行政やマスコミを通じて発信された情報、広告を通じて隠喩された情報を受け取るのは大衆であり、その一員である自分自身である。そして大衆は脅しの技法の効果よろしく、しばしば恐怖と不安にかられてパニックに陥る。パニックの中で起こるのはことを引き起こした原因探したが、これは同じ事態を再び起こさないための原因追究というよりは、漠然とした恐怖と不安を静めるための犯人探しであり、体のいいスケープ・ゴート探しであることが多い。松本、神戸、高知で起きたエイズ・パニックが、いずれも実名報道や身元の詳細な報道に血道を上げたのは、原因を自分とは遠いところにおいて安心したいからだとも言える。スケープ・ゴートに選ばれるのがしばしば外国人であるのも、探し出した犯人に少しでも接触があると予想される者をまとめて排除する（松本事件では、外国人女性が銭湯での入浴を拒否され、スーパーやレストランの入店を断られ、「客」とうわさされた人が村八分になったり、松本市民が他の町で宿泊を拒否され、松本ナンバーの車が避けられるなどの事態になった。^{*15)}のも、他人事として隔離しておきたいという意識が働くからだろう。

大衆は情報の受信者ではあるが、パニックが起きるに際して、あるいはパニックに至らずとも、その前段階のうわさにおいて一時に根拠のないデマにおいて、同時に情報の発信者である。時代や社会の空気を作り出す者として、情報の発信者であるという意味において、大衆も、その一員たる個人も、情報に対していかにあるべきかという責任を免れ得ないのである。

■ 脚注

- *1 PWA (People With AIDS AIDSとともに生きる人々)/PWH (People With HIV HIVとともに生きる人々)

AIDS患者、HIV感染者を特別視し結果として蔑視するのではなく、AIDS/HIVとともに生きることを前向きに受入れていこうという立場からこのように表現する。また、PWAは広く、患者・感染者の影響を受けている友人、恋人、家族や、AIDS問題に関心を寄せて取り組む人々まで含めて用いる場合もある。

- *2 HIV感染者からの出産は必ず母子感染を伴うかのような誤解があるが、実際には20～30%程度である。出産直後の抗体検査で陽性反応があっても、数カ月後に陰性に転ずる場合が多い。

- 3 当時のエイズ・パニックを同時代にあって冷静に分析したのが『エイズの文化人類学～「エイズ現象をどう読むか」～』（別冊宝島67, JICC出版局、1987年）である。特に、朝倉喬司と米本昌平の対談「マスメディアにおける「エイズ」の生産と消費」は、AIDSをめぐる偏見と性の禁忌をあぶり出しており、必見である。
- 4 『私を抱いて、そしてキスして』（1992年東映東京作品、106分、監督：高橋洋、主演：南野陽子）

家田莊子原作の同名のノンフィクション『私を抱いてそしてキスして』（文藝春秋、1990年）は家田のアメリカでのAIDS患者へのボランティア体験を描いたもので、映画とはまったくの別物である。
- 5 AIDSを扱ったもっとも早い作品はNHKでも放映された米TVドラマ『早霜』（1990年）であろう。同年制作の米映画『ロング・タイム・コンパニオン』、1993年のアカデミー賞作品『フィラデルフィア』、いずれも男性同性愛者の感染を扱ったものであり、ランディ・シルツの『そしてエイズは蔓延した』（草思社、1991年）を原作にしたTVドラマ『運命の瞬間』（1993年）でも、ゲイの動向が中心に描かれている。アメリカの現状を反映しているとれないこともないが、AIDS＝ゲイというイメージを補強したとも言える。ただし、どの作品も、PWA/PWHへの偏見や差別を描きながら説教臭がなく、なおかつ偏見・差別を克服していこうというメッセージがきちんとつたわってくる質の高い作品であり、その表現の姿勢と質の高さには『私を抱いて、そしてキスして』は到底及ばない。なお、1995年米国の佳作『マイ・フレンド・フォー・エバー』は、ドキュメンタリーの色彩の強い『運命の瞬間』を除き、筆者の知る限り、輸血による感染を描いた初めての作品である。
- 6 このシーンの是非については、AIDSに関して医者、法律家、患者、感染者、教育者、マスコミ関係者、市民、同性愛者など、さまざまな立場から気軽に語り合う場として開設されたコンピュータ・ネットワーク、ニフティサーブのAIDSフォーラムでも話題になり、不快感の表明が相次いだ。
- 7 AIDS発症後の死亡率が非常に高いのは事実だが、HIVに感染してもすぐ発症する訳ではなく、インシュリン治療やAZT、DDIなど発症を遅らせる治療も効果を上げている。また、感染後10年を越しても発症しない長期生存者の存在も注目されている。
- 8 これは、性教育の必要性が叫ばれながらとまどいを見せる現場のなかで、AIDS教育の必要性からコンドームを持ち込んだの授業に一足飛びしていることへの反作用とも受け取れる。コンドームを持ち込んだAIDS教育授業はNHKでも放映されたが、張り詰めた空気が印象に残っている。同じ状況がアメリカ制作のAIDS教育用VTR『TEENSが語る僕らのSEX&AIDS』（日本ではNHKで1994年放映）でも

出て来るが、ここでは高校生自身が同じ高校生にコンドームの使い方を教えている。冒頭から M, ジョンソンが登場するだけでなく、高校生の PWA/PWH 自身が AIDS について語るシーンも多く、説教臭もじめついたところも一切ない。国民性もあろうが、日本で病い・障害者・生・死を扱うと、ドラマもドキュメンタリーもまじめ一方か、さもなければセンチメンタルな BGM を使って「感動を強要する」ものになってしまう。もう少しカラッと明るく描けないものかと思う。

- * 9 朝日新聞 1994 年 7 月 12 日。
- * 10 パリ大審裁判所は、1993 年 11 月 24 日、この訴えを棄却している。
- * 11 朝日新聞 1993 年 9 月 25 日。
- * 12 同上。
- * 13 これは、学ぶことの価値と意味を考えさせるより、内容を簡潔正確に語るより、インパクトをねらって奇をてらったり、「テストに出すよ」「受験に重要だぞ」の一言に頼ろうとする教師の習性を省みればよく理解できる。
- * 14 犯罪行為について徹底的に糾弾しなければならないことはもちろんだが、その背景は一步引いた冷静な分析が不可欠である。感情に訴える「脅しの手法」は、しばしばそれを不可能にする。事件については、報道をめぐる問題、宗教をめぐる問題、社会事象としての問題、教育をめぐる問題等々、教育に携わる者としてとりままなければならない点が多い。
- * 15 『AIDS と闘うための 18 の方法』(社会新報ブックレット) 1994 年、P18。

学校保健ニュース（朝日新聞 1994年7月12日より転載）

エイズは確実に死ぬ病気 “純潔”こそがエイズを防ぐ唯一の手段



毎朝の異性と二人きりで喫茶店に出入りしたり、部屋や車内で二人きりになることから、不潔な性交渉は始まっています。やさしい思いも、新妻として眠る男気を持ちましょう。

エイズを治す薬は、まだありません。エイズに感染すれば、死を待つしかありません。

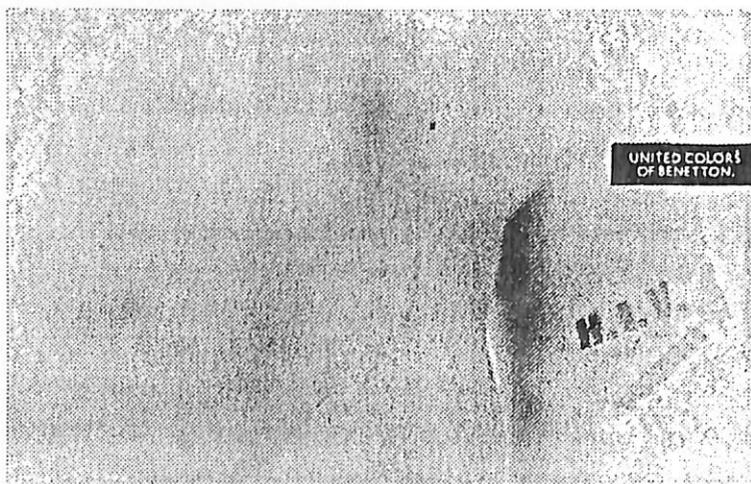
しかし、これを予防することはできます。他人の血液や精液、膈分泌液に触れなければよいのです。どんなに性的欲求や衝動にかられても、性交を行うことは絶対に避けなければなりません。

感染しないような性交の仕方を知り、先に、性的欲求を抑える理性を学んでください。

コンドームを使用しても、エイズの感染を完全に防ぐことはできません

純潔とは 心もからだもけがれなく 非行をしないことです

ベネトン社の新聞広告（朝日新聞 9月25日より転載）



「性表現の自由と公共の福祉」 (現代社会)について

都立文京盲学校 岡本重春

1. はじめに

「現代社会」における基本的人権の学習で大切なことは、それを単なる憲法条文の文言としてではなく、生徒が自分たちの権利として認識できるようにすることであると思う。しかし、如何にしてそれを可能としていくか。そのための「基礎的な力」となるのは、一つは、やはり「知識」であろう。今回のテーマの場合、憲法21条やその考え方、さらに現実の規制例やチャタレー裁判など「表現の自由」をめぐる「事実」を知っていることである。そして、それらの「知識」が表面的なものに終わることなく、自分の中に残されていること、つまり「自分のもの」となることが必要であろう。そのためには、それらの事実を踏まえ、論争的な課題について、自分なりの価値観を背景にして、「自分の言葉」で論理構成をおこない、課題について論議していくこと。その過程を経ることによって、自分なりの「見解」を確立できるのではないか。「現代社会」の授業の中で大切なことはそのような討議の場を確保すること、それを通じて個々の生徒の思考形成の訓練をおこなうことではないかと考えている。そのような討論の訓練を経ることによって、生徒は、文言だけの「人権」ではなく、基本的人権の「精神」をしいだいに「自分のもの」としていくことができるのではないか。

2. 本校生徒の実態および授業観

現在、私は盲学校に勤務している。本校の生徒は、たしかに視覚に障害があり、それに応じた配慮を必要としているが、それ以外では、一般の高校生と同様であると考えている。本校では、生徒の基礎学力不足や主体性の不足、精神的な幼さなどが問題とされているが、同様のことは一般の高校生についても、つとに指摘されているのではないか？むしろ、生徒数が一クラス10名前後という環境が討論形成の授業に望ましいとも言える。したがって、基本的には、この授業は盲学校の生徒のためだけのものではないが、以下、授業において考慮している本校生徒の実態および課題、私の授業観について、今回のテーマと関わるもの3点についてだけ述べてみたい。

第一に、物事を順序だてて論理的に考察していく訓練を経していないためか、その

ような論理的思考力に欠け、感覚的、情緒的な発言が多くみられる。

第二に、視覚障害を補うために、保護者や教員等、まわりの人々の配慮する場面が多かったためか、自分の意志や、意見を自ら表現する力に欠ける面がある。

第三に、視覚障害のため、弱視の生徒は、漢字学習、さらに文字を書く経験自体の不足からか、全体的にノートをとることがうまくできない。また、字を書くことに非常に時間がかかる。しかも、字を書いている間は物事を集中して考えることができなくなってしまう。

以上のように生徒の実態・課題をとらえたうえで、どのような授業を展開していくべきなのか？

まず、第一の課題については、扱うべき教材を単に、教科書の順番どおりに、あるいは時系列的に提示していくのではなく、教材を、一つの単元として、生徒が追求していくべきものとして再構成して、その課題を明らかにするために必要な要素としての問題の答えを生徒が順番に考えていくという授業方法をとることによって、論理的思考の過程を生徒自らがたどれるように配慮している。また、教師が、単に一方的に教えるべき内容を講義していくのではなく、一つ一つの課題について、

「何故、そう考えるのか？」という問題を考えさせる機会をできるだけ多く設定することが大切であると考えている。したがって、教師の発問の中で、単に生徒の知識を問う発問は、それ自体としては、あまり重要ではない。教師が、教えるべき知識を生徒に質問し、比較的知識量の多い生徒が、その質問に答えて授業が進んでいくという授業方法は、一見、生徒の発言量が多いため、生徒中心の活発な授業のように見えるが、実際には生徒の思考力の訓練にはなっておらず、単に暗記量の確認を授業においてしているにすぎない。大切なのは、教師が与えたいいくつかの知識を材料に、それらをどう結びつけて、物事の因果関係を考えていくか、という点であり、生徒がそのような過程を経験できるような発問を教師が用意していくことである。例えば、「わいせつな表現は取り締まられるべきか否か？」という問題は、単純な知識だけでは答えられない。教師が、「性表現の自由とわいせつ規制」について論点をあらかじめ提示しておけば、後は、生徒自身が、それらを論理的に結びつけて自分⁽²⁾なりの判断をしめさねばならない。大切なのは、そういう場をできるだけ多く設定することだと思ふ。

第二の課題については、まずは、生徒が発言できる場、あるいは自分の意志を表示できる場をできるだけ多く設定することが必要だと考えている。この課題についても、単純に生徒の知識を確認するための発問は役に立たない。生徒の知識量に差があるのは当然であり、そのような発問では、発言できる生徒は限られている。し

かし、例えば「わいせつな表現は取り締まったほうがいいのか？」という質問ならば、生徒は、それまでの自分の知識や経験を材料に、自分の判断を示すことができる。まずは、そういう自分の判断を他に示す経験をふやしていくことが大切である。しかも、この判断は、生徒の中で意見が分かれる。意見が分かれば、それをめぐって討論が可能である。討論に勝とうとすれば、論理的な根拠が必要となり、論理的思考力育成のための訓練にもなる。そのような討論にまでいかないとしても、自分なりの判断をまず示すことができる。常に「自分だったら、どちらを選ぶか？」という体験をさせていくことは、生徒の判断力や意思を表現する力を培う上で大切なのではないか。

三番目に指摘したノートの問題については、ノートをとらせていると授業時間が足りなくなってしまうので、プリントを作成し、それに沿って授業をおこなうようにしている。しかし、全部こちらで書いてしまうと、授業がどうしても受身になってしまうので、弱視生については教師のポイントとなる発問を適正な大きさの文字でプリントに書いて、その答を生徒が自分でプリントに書き込むという方式をとっている。この方式は、授業中、「いま、考えるべき問題は何か？」ということを常に意識させ、クラス全体で同時に一つの問題を考え、いろいろな意見を出し合うという授業形態にとっては、有効である。また、生徒が、授業の復習や試験勉強を自分でする上でも、常に、「質問」と「答え」という形で一体化されているために「知識の確認がしやすい」ということで概ね好評である。

3. 本時の教材作成上の視点

具体的に国家権力と人権との対抗の中で、自由の本来の意味を考えさせていきたいと考えた。そもそも、人権の保障は、近代国家の本質ともいえるものであるが、むろん憲法の保障も絶対のものではない。多くの人権は、他の利益との調整をうけねばならないから、一定の制約が可能である。しかし、問題は、どのような場合にどのような制約が憲法上許されるかということである。憲法は、「公共の福祉」という基準で、人権を一般に制限できるかにみえる条文をおいている。これらの条文を「『公共の福祉』のためには基本的人権を必ずしも尊重する必要⁽³⁾はなく、したがって制限してもよろしい」と解釈することも文旨上は可能である。事実、最高裁判所も当初、人権を制限しなければならない具体的根拠を説明することなく、「公共の福祉」のために人権を制限することを正当化してきた。判例は、「公共の福祉」の必要によって、基本的人権を制限できると解し、たとえば「表現の自由といえども、国民の無制約のままに許されるものではなく、常に公共の福祉によって調整されなければならない」という見解をしめしている。そこでは、「公共の福祉の内容を

具体的に明らかにしないまま、人権を規制する上位概念として用いている。⁽⁵⁾しかし、具体的なケースの判断に当たって、人権の制限をこのように抽象的・一般的にひろく「公共の福祉」の名で認めることは、きわめて重大な問題をもたらす。このような解釈をとれば、基本的人権は、無意味なリップ・サービスを与えられるだけで、どんな「公共的」規制をも甘受しなければならない位置に置かれることになってしまう。はたして、それが基本的人権と言えるであろうか。大日本帝国憲法下の「臣民の権利」とほとんど同様なものになってしまう。なぜならば、そもそも法律というものは国会が「公共の利益」のために制定するものであるから、法律による制限は一般に憲法の許すところとなり、「法律の留保」を認めた大日本帝国憲法の「臣民の権利」と質的に変わらないものになってしまう。法律さえあれば、「人権」がいつでも制約できることになってしまうのである。しかし、そもそも日本国憲法では、大日本帝国憲法とその価値観が全く逆転し、憲法第13条が、個人の幸福の増進こそが、政治の最高目的であることを宣言していることから明かなように、国家はあくまで個人の自由や権利を保障し、幸福を増進させる限りにおいてのみ存在意義を認められるにすぎない。したがって、「公共の福祉」を抽象的「全体の利益」と解釈することは誤りであり、「公共の福祉」は、あくまで「人権相互の調整をはかる内在的な規制理念」⁽⁶⁾と解すべきなのである。「公共の福祉」という概念の濫用や誤用を防ぐためには、具体的にその人権を確定し、具体的に人権相互間の権利を比較衡量をすることが必要となる。

「公共の福祉」をこのように解釈したうえで、本時のテーマについて述べれば、憲法21条1項が「一切の表現の自由」を「基本的人権」として保障しているにもかかわらず、刑法175条が「わいせつ」という表現内容自体を処罰の対象としていることが問題となる。刑法175条が「公共の福祉」の名で合憲性を有するならば、この法律が具体的に、誰の、どのような人権を保護するためのものなのかが明らかにされなければならない。「『わいせつ』なもの規制されねばならない」という一見常識的な判断を人権保障という立場から疑ってみて、その中身をきちんと議論することを通して、人権の考え方を自分のものにできればと考えてみた。また、あえて性の問題をとりあげることは、とっかかりとして、高校生にとって興味深い題材であることとともに、この性の問題が、興味本位ではなく、真面目に取り組むべきものであることを示す意図もある。比較的、「真面目でおとなしい」生徒たちが多いので、拒否症状をしめす生徒もいるかもしれないが、それをのりこえさせること

が、自由の問題を本当に実感としてとらえていく契機となるのではないかと期待している。また、チャタレー事件⁽⁷⁾を取り上げるのは、現在でも、この40年近く前の判例が、我々の社会を現実に大きく規定しているということで重要であることと、視覚障害のある生徒にとっては、映画や写真よりも、文章表現の問題のほうが、理解しやすいと考えたからである。

4. 本単元の構成および授業の展開例

ここでは、「表現の自由と公共の福祉」という単元を考え、次の5時間で扱った。

- 第1時 「表現の自由」（憲法21条「表現の自由」の内容を理解する）
- 第2時 「ピラ配りは表現の自由か？」（実際の道路交通法違反事件を素材に）⁽⁸⁾
- 第3時 「基本的人権と公共の福祉」（「公共の福祉」について理解する）
- 第4時 「性表現の自由と公共の福祉」（展開例参照）
- 第5時 「性表現の規制の是」（討論）

授業の展開例及び指導上の留意点（第4時のもの）

	授業の流れ	指導内容・学習活動	指導上の留意点
導入	「表現の自由」の内容を確認	①憲法21条1項で保障されている内容を生徒に確認させる。	・条文の内容を箇条書きにまとめ、プリントに書かせる（前時までに一度行っている作業） ・「その他一切の表現の自由」の強調
展開	性表現の自由と刑法175条の規制の問題を明らかにする。	①日本に存在する「表現の内容自体」を規制する法律の存在について生徒に問う。 ②刑法175条の内容について説明 ③刑法175条の合憲性について生徒に予想させる。 ④「わいせつ」の意味について生徒に問う。 ↓ 基準のはっきりしないものであることを認識する。 ⑤性表現の規制することの意義について考え。（何のために、誰のために？）	・男子生徒の何人かはすぐに指摘すると思われる。 ・規制の実態について、例をあげて説明する ⁽⁹⁾ （スマイル写真など） ・「合意」「遠慮」の選択肢を提示するが、その理由についてはここでは、深く追求しない。 ・そのイメージを明らかにできればよい。
展開	具体的に争われた事例としてチャタレー事件をとりあげる。	⑥事件の内容、検察側・弁護側の主張について説明する。 ⑦自分が裁判官だとしたら、どのような判決をだすか、生徒に問う。	・どのような表現が問題になったのかということも資料として具体的に示す。 ・選択肢を示し選ぶ。判決理由についても生徒に出させる。
まとめ	判決を紹介し、結果について理解する。	①判決の内容を理解する。 ②次時の内容について、簡単に提示。	・内容についてプリントに記入させる。 ・資料として、現在市販されている「チャタレー夫人の恋人」を提示（現在も削除されたままであることを確認） ⁽¹⁰⁾

4. 授業の結果および今後の課題

授業では、第5時で「性表現の規制の是非」について、討論させている⁽¹⁾この討論は、生徒の発達段階や状況によってかなり差があるが、教師が司会となり、適切なアドバイスをおこなうことによって、比較的活発な討論が成り立つことが多かった。また、この問題については、さらに1時間を使って、論文を書かかせている。この論文について具体的内容を紹介する余裕はないが、生徒によっては、かなり本質的な問題も論ぜられていると思う。そして、この生徒の論文を名前を伏せて、印刷して生徒全員に紹介している。「他の生徒がどのような意見を持っているか」ということについては、多くの生徒がたいへん興味を持っているので、既製の資料を使用するよりも生徒の反応はとてよい。この生徒の論文集を素材にさらに討議を深められるのではないかと考えているが、まだ、そこまで時間をかけて授業を展開してはいない。そのような授業を展開するためには、さらに生徒の考えの幅を広げていく必要があり、そのためには、「性表現の自由」についての諸外国の現在の具体的な事例や、「女性の人権」の問題⁽²⁾などとりあげていくべき課題が山積している。そのような課題を十分整理してからでないと、授業は組み立てられないと感じている。また、本単元の構成について、とくに第3時の授業について、どうしても教師の一方的な「講義」になりやすいので、改善を必要としている。ここで「基本的人権と公共の福祉」の意味について理解しておかないと次の授業に発展していかないのだが、説明的な講義形式を脱却できないでいるのが残念である。それも今後の課題としたい。

注(1) 単元学習に関して、安井俊夫「社会科授業づくりの追求」(日本書籍・1994年)を参照。

(2) 「性表現の自由とわいせつ規制」の論点については、奥平康弘他『性表現の自由』(有斐閣・1986年)が参考になる。

(3) 憲法第12条及び第13条。

(4) 最高裁昭和24年5月18日大法院判決(刑集3巻6号839頁)。

(5) 小林直樹『新版 憲法講義上』(東大出版会・1980年)327頁。

(6) 小林直樹・前掲書・325頁。

(7) 最高裁昭和32年3月13日大法院判決(刑集11巻3号997頁)。その他、事件の内容については、工藤宜『ルポルターージュ 日本国憲法』(有斐閣・1987年)97頁以下が参考になった。

(8) 安井俊夫『主権者を育てる公民の授業』(あゆみ出版・1986年)43頁以下参照。

(9) 規制の実態について、憲法教育研究会編『主権・人権・平和』(法律文化社・1983年)214頁及び同研究会編『検証日本国憲法』(法律文化社・1987年)107頁、全国民主主義教育研究会編『考える政治と経済』(ほろぶ出版・1986年)120頁に修正写真等の資料が掲載

(10) D・H・ロレンス『チャタレー夫人の恋人』(新潮文庫)の削除部分を実際に生徒に提示する。

(11) 討論では、以下のような論点をとりあげている。「わいせつな表現は取り締まるべきか?」「誰のためにわいせつ表現をとりしめるべきなのか?」「性犯罪との関わりをどう考えるか?」「青少年の保護の問題をどう考えるか?」等々。

(12) 「女性の人権」との関わりで、奥平康弘他・前掲書・122頁参照。

「かかわり」を教えるということ

都立足立西高校 影山 洋

1. はじめに

「現代社会」「倫理」を教えている授業中、ふと、生徒の小さな表情に注意を奪われることがある。ここで、注意を引く生徒というのは、あまり授業に乗り気でない生徒のことである。

机に突っ伏している生徒、髪の毛の手入れに余念のない生徒、何か違う作業をしている生徒など、その姿はいかにも「かかわり」を絶っているようにも受け取れる。

しかし、授業以外の学校生活の中で、このような生徒にフランクに「かかわり」について問いかけると、意外とその大切さを主張し、その欠如の原因として、現代の社会に対する批判や意見をしっかり言う者も少なくない。だが、ここで気になるのは、「かかわり」を持つ対象に対する多分に受身的で感覚優位な自己（個人）の立場である。

昨今、豊かな消費生活に裏付けられた日本における「個人主義」は確立、浸透したと言われるが、本当にそうであろうか。また、近年、世間で様々に起こる社会問題の原因の一つに「かかわり」の認識の欠如が潜んでいることはないだろうか。

そのような素朴な疑問から、私は「個人」からその「かかわり」（特に「机上での」）への認識の重要性を考えながら、今もその有効な指導方法を模索し続けている。この紙面などですでにご活躍されている先生方の成果・ご努力に比しては何とも恥ずかしい限りではあるが、ここに私なりの、その拙い問題提起をし、自分への今後の課題とすることをご了承いただきたいと思う。また、私のこの拙稿の下地は平成7年度教育研究員（公民部会）のテーマとも関連していることも付記しておきたい。

2. 問題への経緯

私から見える生徒像は、現代社会の諸問題への関心は意外と高く、特に流行や変化の流れには大変鋭い感性を持っている。したがって、それに伴う自己の位置づけ、自己の成長には殊に注意を払っているに違いないのだと思われる。にもかかわらず、私がそのような生徒に対して漠然と持つ、なにか足りないものとは何だろうか。

ところで、私が、この拙い問題を思うに至った経緯はいくつかのヒントがある。

まず、ひとつめは平成4年度にさかのぼる全倫研秋季研究大会で講演された京都大学教授の木村 敏先生のお話（注①）である。少し長くなるが、そのことについて触れてみたい。

木村先生の講演は「人間の在り方を考える……精神医学と哲学との対話」という大変内容の難しいお話であったが、その中でキェルケゴールの「死に至る病」（注②）からの本論の最初の引用があった。

『人間とは何か？ 人間とは精神である。精神とは何か？ 精神とは自己である。自己とは何か？ 自己とは、自己自身に関係するところの関係である、すなわち関係ということには関係それ自身と関係するような関係が含まれる。……』

そして、木村先生は「間」という言葉に着目し、和辻哲郎の「人間の学としての倫理学」、マルティン・ブーバー「我と汝」、さらにハイデッカー、西田幾多郎なども引用しながら精神医学の立場から独自の理論形成のお話をされていた。

先生のお話は大変深かったので、到底私には理解し得るものではなかったが、私は当時このお話を拝聴しながら、キェルケゴールの授業が生徒にどこまで可能なのか、また、和辻哲郎の「人間は間柄的存在」をどのように教えればよいのか、ということを考えていたように思う。

ともかく、このお話に出てきた「関係」「間」という言葉がそれ以後、私が「かかわり」「かかわること」について考える重要なキーワードになっていった。

二つめは本校での生徒相談や校内研修で学んできたことである。そこで担当の先生から教えていただいたことは、フォーマルであれ、インフォーマルであれ、生徒との「かかわり」をする側も自覚し、生徒には自覚させることが必要であり、また、真に「かかわる」ということは双方にとって実に重要であり、かつ大変なことである、ということであった。

そして、その担当の先生から薦めていただいた本のひとつに、イギリスの人類学者で著書「裸のサル」でも有名なデズモンド・モリスの「ふれあい」（注③）があった。この本との出会いも私がこの問題を考えるにあたり、とても大きな示唆を与えられたと思う。

三つめは学習指導要領の中の「かかわり」という言葉である。

以下に示す授業実践例に従えば、たとえば、学習指導要領の公民科「現代社会」（注④の内容の②「環境と人間生活」に「環境と人間生活のかかわり」について理解させるとともに、どうかかわって生きるかについて考えさせる」、同じく公民科

「倫理」（注⑤）の内容の(2)「現代社会と倫理」の「ア 現代社会の特質と人間」に「現代の人間像に触れながら、核家族化、高齢化、情報化、国際化などの現代社会の特質への理解を深め、人間と社会のかかわりを考えさせる」とあり、他にも「かかわり」という記述が多く見られる。（傍線・筆者）

以上のことなどがベースとなり、私はこの「かかわり」にアクセントを置く授業をしたいと考えたのである。

そして何よりも、今の生徒が現代社会の諸問題への対し方、その前提としての「かかわり」について、その仕方がわからないのだとすれば、それを自覚させることがまず必要なのではないか、と考えたわけである。

3. 授業実践の内容と方法

しかし、そもそも「かかわり」とは難しい言葉である。したがって、この言葉を軸に据えるためには、やはりベースとなる近代個人の間観を出来るだけ早く教え、「理性」を持った個人として諸問題を考える必要性を感じた。これは自分（主観）の立場がきちんとしていなければ「かかわり」を主体的に考えることができないことは言うまでもないと考えたからである。

そのために、私は現在の担当科目である現代社会、倫理において、古代ギリシアの人間「テオリア」の発想や「理性」、「主観と客観」の違いについて、特にその意味を強調して授業をするようにしている。このことは、さらに日本の「哲学」受容の歴史や日本の伝統的な自然観との違いなど、比較文化の見地からも十分に時間をとって学習することが大切であると考えている。

それでは以下に、「かかわり」を軸に据えて考える教材の事例を二つあげたいと思うが、あらかじめお断りしておきたいのは、私の現在の指導の目標が「かかわり」に気づかせることがまずあり、その後の展開については今だ模索中である、ということを知っていただきたいと思う。

（事例1） 情報化と倫理

個人が現在のような複雑な「高度情報化社会」の中で日常的な「情報化」に「かかわり」、「理性」を持って、正しいもの（正しい事実・あるべき倫理的価値「善」）を主体的に選択することを考えさせるためにはどうすればよいのせろうか。

そのために、生徒にどうしても理解させたいのはたとえば以下の図式である。

個人	⇒	事象	〈その中のひとつとしての「情報化社会」〉
(主観)	対象化	(客観)	特にメディアとの「かかわり」
			が「かかわり」
			が「考える」

上の具体的な指導方法としては、たとえば私たちと「かかわる」ものにメディアがある。私たちはメディアに対して受け身的になりがちな傾向があることはよくいわれることだが、それを認識するためには主体と客体の区別がまずされなければならないだろう。特に私たちとメディアの関係は、親密になればなるほど調和、融合的に感じられるが、そこに実は「かかわる」ことへの落とし穴もあるのではないだろうか。

このことに関し、授業でも取り上げたCM評論家の天野祐吉の文章(注④)を示しておきたい。彼はメディア(特にここではTV)の性格をこのように分析する。

『テレビのジャーナリズムというのは、何の視点もなく災害地の惨状を映し出し、何の批評精神もなくタレントの結婚式をダラダラと中継するジャーナリズムであって、確かな視点や鋭い批評精神がないからこそ、ぼくたちをその現場に参加させてしまうという、新しいカタチのジャーナリズムなのだと言っていていいでしょう……』

つまり、私たちはメディアに対して、その性格をきちんと見定め、そこから私たちが「かかわる」ということを考える必要がある、と彼は述べているのである。

(事例2) 自然環境問題と倫理

現代の環境問題を考えることは、大変重要な、かつ複合的、総合的な課題である。

しかし、このテーマも基本に戻って、「個人と自然」について「かかわり」を軸に考えることがまず必要であるとし、以下のようにとらえる。

個人	⇒	事象	〈その中のひとつとしての「環境問題」〉
(主観)	対象化	(客観)	「自然」との「かかわり」
			その中の「自然環境」との「かかわり」
			さらに「地球環境」との「かかわり」…

これも、個人が自然にかかわり、科学にかかわり、それが社会・国家・世界へとつながるという「かかわり」を連続的にとらえていくことが課題であることを理解させるため、まず、基本に戻って「個人」が「理性」を持って私たちと自然の「かかわり」を考えるようにさせた。

しかし「環境」とは大きな言葉なので、その言葉の意味や範囲を前もってきちんと説明しておかなければいけない。だが、自然環境問題をまず、「自然」という言葉についてあらためて考え、客観的なものの見方が出来るようにさせ、そこから具体的な環境問題へ向けていくことは、私たちと環境との「かかわり」を知る上できわめて大切なことではないだろうか。

また、よく言われることだが、日本の「自然観」は西洋に比べ、調和・融合的であるため、メリットもある分、「自然」を客体としてとらえられない傾向もあるともいわれる(注⑦)。したがって、今後、グローバルに環境問題を考え、それとの「かかわり」を考えるためには、上記のような視点も必要なのではないかと考えたのである。

4. 評価と課題

和辻哲郎は「人間は間柄的存在」と言った。これは日本においては伝統的に「かかわり」を重視する地盤があることを含んだ言い方であると思っている。しかし、この言葉の前提には主体的な個人の確立があるはずであり、このような日本の哲学の箴言も、まずは「かかわり」以前をきちんと整理するのが大切ではないかと考える。

そういう意味で私は、以上のような「かかわり」を強調する授業を考え、始めているが、その指導内容や方法には反省点も多く、始まったばかりでなお工夫が必要だと思っている。しかし、今回のことを契機に、今後も諸先生方のご指導をおおきながらより良い方向へ授業を進めていきたいと考えている次第である。

最後に、この拙い草稿を読んで頂きました先生方、また関係の諸先生方に深く感謝を述べたいと思います。また、この草稿を書くにあたり、多大な示唆を与えて下さった現任校の大野精一先生に深く感謝を致します。ありがとうございました。

注・参考文献

(注①) 「平成4年度全倫研紀要」1993年

(注②) 「死に至る病」 キエルケゴール(岩波文庫)

(注③) 「ふれあい」 デズモンド・モリス 1993年(平凡社ライブラリー)
この書の第1章の冒頭にはたとえば次のように書いてある。

『成人である以上、われわれはさまざまな方法で他人とかかわりあうことができる。たとえば手紙を書く、話す、笑い声や叫びを聞く、顔の表情を読む、しぐさを観察する。さらにはつけている香水の匂いをかいだり、相手を抱きしめたりするという具合にである。そうしてこのようなやりとりの関係を、ふつうわれわれは、「触れる」とか「接触を保つ」などという言葉で表現しているのだが、実際のところ肉体的な接触を意味しているのは、最後の「抱きしめる」行為だけで、ほかのすべては、ある距離を保って行われている。それにもかかわらず、こうした一連の言語動作に「接触」とか「タッチ」という言葉をつかうことは、客観的に見ればいささか奇妙なことであるが、反面、きわめて示唆的である。すなわち、われわれは、肉体の接触がコミュニケーションのもっとも根源的な形であることを無意識のうちに認めているということなのだ。……』

(注④) 学習指導要領公民科「現代社会」 文部省 平成4年

(注⑤) 学習指導要領公民科「倫理」 文部省 平成4年

(注⑥) 「広告みたいな話」 天野祐吉 1987年(新潮文庫)

(注⑦) たとえば「翻訳語成立事情」 柳父 章 1982年(岩波新書)の中に、『……「自然」ということばも、やはり近代以後、西欧語の nature の翻訳語として使われるようになった。〈中略〉近代以後、今日に至る私たちの「自然」ということばには、新しい nature の翻訳語としての意味と、古い伝統的な意味とが共存しているのである。……(7 自然 — 翻訳語の生んだ誤解)』とある。

東京都高等学校公民科 「倫理」「現代社会」研究会規約

1. (名称) この会は、東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会といます。
2. (目的) この会は会員相互によって、高等学校公民科「倫理」「現代社会」「政治・経済」教育を振興することを目的とします。
3. (事業) この会は、次の事業を行います。
 - (1) 「倫理」「現代社会」「政治・経済」教育の内容および方法などの研究
 - (2) 研究報告、会報、名簿などの発行
 - (3) その他、この会の目的を達成するために必要な事業
4. (事務局) この会の事務局は原則として会長在任校におきます。
5. (会員) この会の会員は次の通りです。
 - (1) 正会員 学校またはその他の研究団体に所属して、この会の目的に賛成する者
 - (2) 賛助会員 この会の目的に賛成し、会の活動を援助する団体または個人
6. (顧問) この会に顧問をおくことができます。
7. (役員) この会の役員は次の通りです。任期は一年ですが、留任は認めます。
 - (1) 会長 (1名)
 - (2) 副会長 (若干名)
 - (3) 常任幹事 (若干名)
 - (4) 幹事 (若干名)
 - (5) 会計監査 (若干名)
8. (総会) 総会は毎年6月に会長が招集し、次のことを行います。
 - (1) 役員を選任
 - (2) 決算の承認、予算の議決
 - (3) その他重要事項の審議
9. (年度) この会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月31日に終わ

ります。

10. (経費) この会の活動に必要な経費は、会費その他の収入でまかないません。

会費は次の通りです。

- (1) 正会員 学校または研究団体を単位として年額 2,100 円
- (2) 賛助会員 年額 1口 2,000 円

11. (細則) この会の規約を施行するについて、幹事会は必要な細則を作ることができます。

12. (規約の変更) この会の規約は、総会の議決によります。

附 記

- 1. この規約は昭和37年11月20日から施行します。
- 2. 昭和42年度総会で、会計年度と会費の変更が認められた。
- 3. 昭和55年度総会で、本研究会の名称を「倫理社会」研究会から倫理・社会研究会に変更することが認められた。
- 4. 平成5年度総会で、会費の変更が認められた。
- 5. この規約の名称、目的、事業、の一部が平成6年度総会で改正され、平成7年4月1日より施行します。

訃 報



都倫研初代会長の、矢谷芳雄先生が、平成7年5月1日午前8時半に脳出血のために、お亡くなりになりました。

87歳でした。

先生は、東京都立忍岡高等学校長在任中に、「東京都高等学校倫理・社会研究会」の創設にご尽力され、東京都立上野高等学校長としてご勇退されるまで、都倫研の初代会長として、会の基盤を築かれました。その後も、さまざまな形で温かくご指導くださいました。

矢谷先生のご冥福をお祈りするとともに生前の先生を偲び、先生ご自身がお書きになられた文章を転載させていただきます。Ⅰは、平成6年秋に奥様を亡くされた後に書かれたもの、Ⅱは都倫研草創期の紀要に寄せられたものです。(事務局)

Ⅰ

家内の急逝とともに、私の部屋でアロエの花が咲いたのである。…… 昨年の異常気象で体調を崩し、9月24日入院した家内は、大分良くなって、後一ヶ月もすれば退院できるかもしれないと期待していた矢先、10月19日の昼食時に食堂で配膳をしていた時『急性呼吸器不全』となり、二時間足らずで84歳の命を閉じた。21日に告別式を行ったが、奇しくもその日は家内の誕生日であった。また、家内は年女でもあったのである。折りも折り、私は不整脈で9月28日に入院を命ぜられ、家は留守にしていたが、外泊許可を得て、21日に帰帰宅して見たときに、アロエの一番上に赤い蕾が出ているのに気がついた。それは65年間連れ添った家内の心が乗り移ったように私には思われた。家内

の急逝とともに自分のうちのアロエに花が咲いたのだから。87歳になって初めて蓄から見たアロエの花が。そして平成7年正月の三ケ日で花は終わったのであった。
(「京都教育大学在関東同窓会たより」より)

Ⅱ

願みれば、東京都高等学校「倫理・社会」研究会が創立されたのは、科目「倫理・社会」の新設に先立つ昭和37年11月でありました。

以来3年有半、熱心な会員諸先生の研究活動に支えられて、会も順調な発展を遂げてまいりました。とくに本会は、当初より、多数会員の参加による分科会組織によって、地道な相互研鑽を進めてきたのでありますが、その成果は、すでに「授業内容の研究」と「指導と展開」によって世に問うたところであります。さらに「倫理・社会」の実施初年度に終わったところで、「この一年をかえりみて」と題する調査報告書を公にしましたから、都倫研の成果としては、本書は第4冊目に当たります。

最初の2年間は、学習指導要領に示された内容を、教科書に沿うて忠実に消化していくというたてまえて、研究を重ねてまいりましたが、昨昭和40年度には、その結果どのような問題が提出されつつあるかという問題意識に立って、研究を進めてまいりました。その成果が、この紀要であります。どこまでこのねらいが達成されたか、大方のご高評をいただきたいゆえんであります。

いうまでもなく、われわれの研究は、専門学者のそれではありませんから、未熟不十分な点も多いであろうと思います。しかしまたわれわれは、高校「倫理・社会」を担当する教師として、指導上の問題を、実感としてもっているものであります。同僚・専門家のあたたかいご叱正を多数いただくことによって、研究をいっそう深化し問題点をいっそう明確化にして、任ずるところの責を果たしたいと考えております。本書の発行にさいして一言お願い申しあげる所です。

最後に、とくに、全体のまとめ役をされた鮎沢真澄先生を始め、各分科会の世話係や代表して執筆された諸先生の労を多としてお礼を申しあげるとともに、この研究活動に参加された先生方と本書を前にして、実りのよろこびを分かちあいたいと思います。
(昭和40年度「都倫研紀要」巻頭言)

事務局だより

4月1日に「東京都高等学校倫理・社会研究会」から「東京都高等学校公民科『倫理』『現代社会』研究会」に会の名称が変わり、今年度の都倫研の研究活動がスタートいたしました。私自身、教員になってから今まで、都倫研で多くのことを教えていただきました。事務局を引き継いでから、様々な悩みを抱えながら授業をされている先生方が、共に学び合うことができるような企画・運営に心がけてきたつもりですが、至らぬことが多かったように思います。

6月に清瀬高校で、10月に井草高校で、12月（全倫研と共催）に上野高校で、2月に三田高校で研究例会を開催することが出来ました。都倫研の研究活動の財産の一つが、公開授業・研究発表・講演によって講成される例会です。快く会場校をお引き受けいただき、授業を公開して下さったことや、貴重な研究成果を発表していただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

都倫研の研究活動のもう一つの財産は、分科会活動です。今年は、授業の実践報告や文献講読に加えて、中学校の先生から報告していただくことができました。授業が終わり、部活動の指導などの校務を終えてから時間をかけて集まること自体、大変なエネルギーが必要です。しかし、そこに行くと、少人数ながら確実に質の高い議論ができ、明日の授業への活力が漲ってきます。分科会後の「trinken」になると、授業のことだけでなく、生徒のことや学校のこと、教員としての在り方などにまで話しが及ぶことは、都倫研創設期から続いている伝統だと思います。お忙しい中、レポーターをして下さった先生と分科会の準備や記録をして下さった研究部・広報部の先生に感謝申し上げます。

学校生活で、達成感や充実感を味わうことができず、人間関係に悩む生徒が少なくありません。生徒の人格形成を願って、人間としての在り方生き方に関する指導をどのように展開するのか、私たち現場の教員に課せられた重大な課題だと思います。先生方の要望やご意見を十分反映できる事務局運営に努めて参りたいと思います。今後とも、よろしくご指導下さいますようお願い申し上げます。

（都倫研事務局・都立千歳高等学校 増淵達夫）

編 集 後 記

本年度もこうして紀要(第34集)をまとめることができました。論文をお寄せいただいた諸先生、編集のいろいろな面でご協力をいただいた事務局の担当の先生方に心より感謝申し上げます。本号では新課程における『現代社会』の実践でのさまざまな工夫をまとめていただき「特集」としました。また個人研究報告の部分につきましては体裁と致しまして論文の終わりに参考文献のレファレンスをつけていただくようにご協力をいただきました。会員の諸先生のご研究の際にご活用いただければと思います。掲載させていただきました論文をさらに発展させて会等でご発表を予定されていらっしゃる先生もあり研究紀要の論文がそのような場を通してさらに広い範囲で活用していただけるものと思っております。また今年は盲学校等からも論文を寄稿していただきました。人間にとって、また社会や私たち人間が残していく歴史のなかでいったい何が大切で譲れないものなのかをそこは存在の根底から、また身近な場面から捉えざるを得ない場所であると言えるように思います。社会の在り方の如何について別の角度から光りを逆照射させて再考させるような論文がお寄せいただけるようになるやも知れません。

おわりに、会員の諸先生方のご活躍とご健康をお祈り致しましてペンを置かせていただきたいと思っております。

都倫研広報部 功 刀 幸 彦

平成8年度 都倫研紀要 34

平成8年3月25日 発行

発行者 東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会
著作者 東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会
代表 坂本清治
事務局 東京都立千歳高校 内
印刷 有限会社 稲谷印刷所
東京都千代田区麹町3-1
電話 03(3234)7851
FAX 03(3234)1336

